

# 豊中市コミュニティ基本方針

平成21年(2009年)3月

豊 中 市

本市では、これまで、教育・福祉・環境など多くの分野で市民が市民を支える活動が活発に行われてきました。例えば、地域では、子どもや高齢者が安心して暮らしていくために、さまざまな地域団体による活動が活発に行われ、また、事業者やNPOなどによる多分野にわたる社会貢献活動も展開されています。

このようにさまざまな課題に主体的に取り組む市民の力があり、安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んできた成果によって、今日の豊中らしさが培われ、本市の発展につながってまいりました。

私は、本市の最大の財産である「人」を誇りに、豊かな「市民力」「地域力」が十分に発揮されることで、地域コミュニティが活性化し、自治基本条例に掲げる市民主権の理念に根ざした、多様な主体者の参加と協働による公共運営の仕組みが実現していくものと確信しております。

このコミュニティ基本方針は、その実現に向けての市政運営の基本的な指針であると同時に、市民や事業者の皆さんが地域の課題解決の取組みを進めていく際の拠り所として定めたものです。ここに示す理念や取組みの方向を互いに共有し、心の通い合う活発なコミュニティ活動が息づいた豊中のまちを皆さんとつくってまいりたいと存じます。

終わりに、本方針の策定にあたり、「(仮称) コミュニティ基本方針」検討委員会の委員の皆様には格別のご尽力を賜り、また、ヒアリング調査や市民意見交換会などでは市民の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 (2009 年) 3 月

豊中市長      浅利 敬一郎

# 目 次

はじめに	1
第1章 コミュニティ基本方針策定の趣旨	
1. コミュニティ基本方針策定の趣旨	2
2. 豊中市の現況	6
3. コミュニティ施策の沿革	12
第2章 地域コミュニティの将来像	
1. 定義と範域	16
2. 地域コミュニティの将来像	17
3. 地域コミュニティでの基本原則	18
第3章 地域コミュニティの活性化に向けた取組みの方向	
1. 人と人、人と地域の関係づくり	19
2. 団体のつながりづくり	22
3. 地域活動のための環境づくり	25
第4章 地域コミュニティの活性化に向けた行政の取組み	
1. 相互理解に向けた取組みと行政の変革	29
2. リーディング・プログラムの設定	33
第5章 基本方針の推進にあたって	34
資料編	
1. 「豊中市コミュニティ基本方針」検討経過	36
2. 地域自治システム作業部会の概要	43
3. 基礎資料・データ	46
4. 検討委員会・市民意見交換会等の意見概要	49

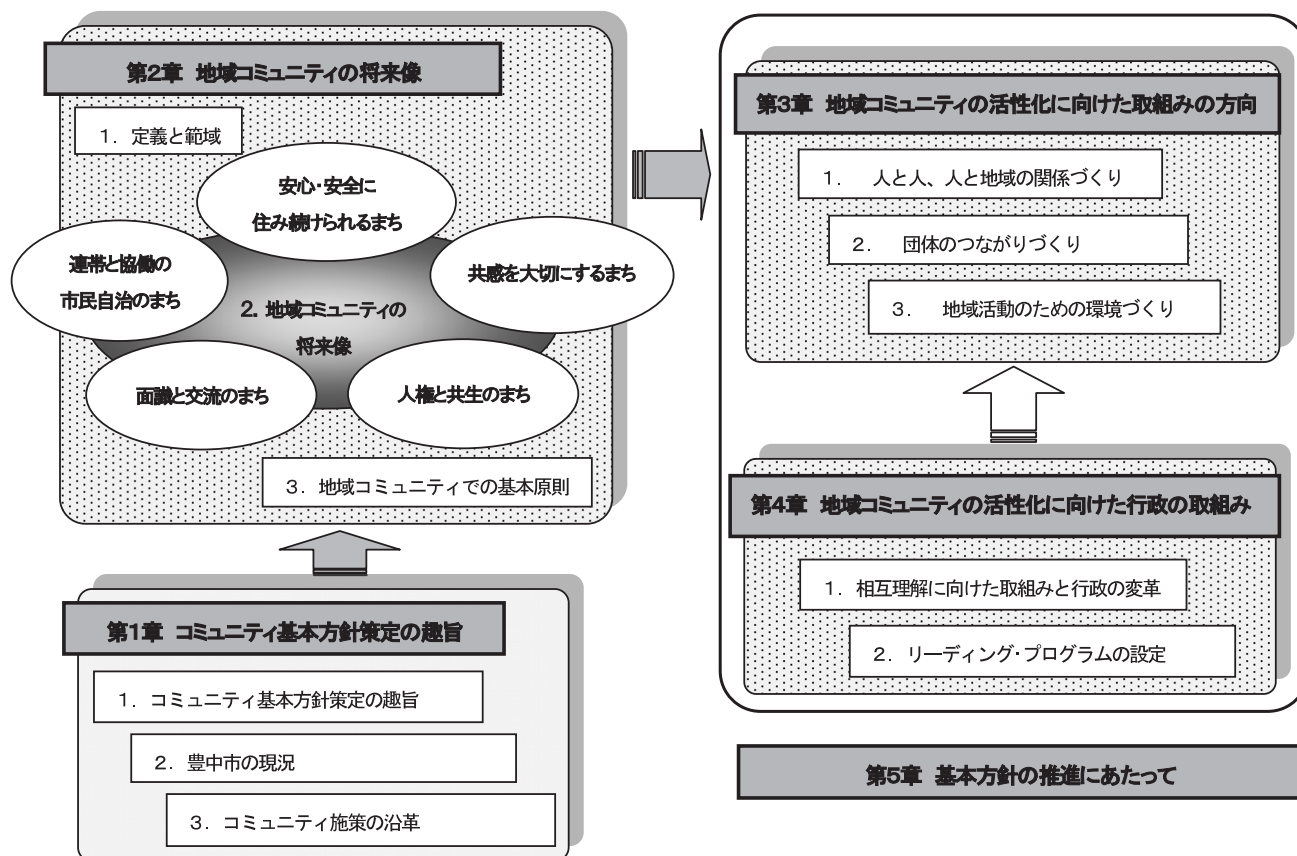
# はじめに

この基本方針は「自治基本条例」に基づき、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために策定するもので、これからの取組みの方向を明らかにしようとするものです。

豊中市では、平成 18(2006)年度から方針の策定作業に取り組み、市民意見交換会や基礎調査などをおして現況の把握と問題の抽出を行いました。また、こうした貴重なご意見や調査結果をもとに、取り組むべき課題を明らかにするために、学識経験者や市民の皆さんで構成する「(仮称) コミュニティ基本方針」検討委員会を設置し(平成 20(2008)年 6 月)、行政はもとより、市民、地域団体、NPO等に向けて、「連携と協働の市民自治のまち」などの将来像(理念)を掲げた「提言」を受けました(同年 12 月)。

この基本方針は、この提言と市民意見等をもとにして、まず、豊中市の現況等について整理し、地域コミュニティの将来像を明らかにしています。次に、こうした将来像を実現するための手立てなどを「地域コミュニティの活性化に向けた取組みの方向」、「地域コミュニティの活性化に向けた行政の取組み」として体系的に示しています。

なお、これまでの検討経過やご意見等については、資料編にまとめて掲載しています。



# 第1章 コミュニティ基本方針策定の趣旨

## 1. コミュニティ基本方針策定の趣旨

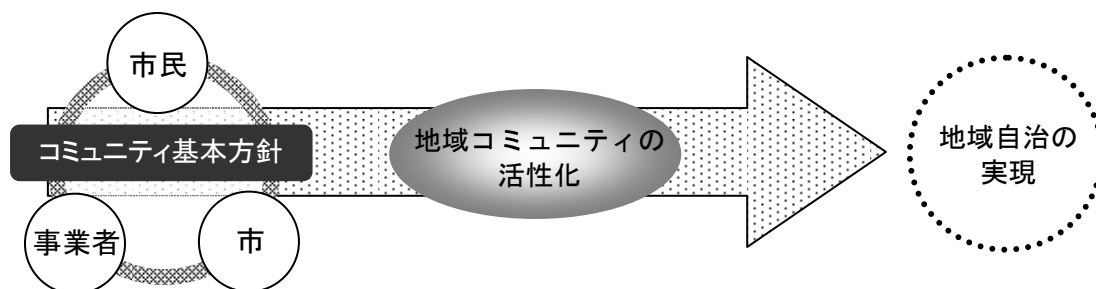
### (1) 策定の目的

本市は、大阪都市圏にあって地理的条件などを背景に、生活に必要な社会基盤が整い、教育・文化が充実した都市として発展を遂げてきました。本市がこれまで築き上げてきた豊中らしきを守り・育て、これからも安心・安全に暮らせる都市としてあり続けるためには、市民のセーフティネット<sup>1</sup>を整えるとともに、それを維持するために市民や事業者、市など多様な主体が新しい公共運営に参加する仕組みを作り上げる必要があります。

本市では、「自治基本条例」（平成 19(2007)年 4 月施行）において、市民主権（＝豊中市のことを決めていく主体は豊中市民である）を理念に掲げ、地域における自治（＝「地域自治」）を自治運営の重要な柱の一つに位置づけています。

今後、この条例の基本理念を実現していくためには、心が通い合う活発なコミュニティ活動が息づいていること、そして地域を構成する多様な主体が相互に理解し合い、対等な関係をつくって協働して地域課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

このため、この「コミュニティ基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、本市のもつ「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために策定するもので、市民や事業者、市など多様な主体の共通の理念や指針となるものです。



<sup>1</sup> セーフティネット＝経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策。

## (2) 策定の背景

### ◆地域社会を取り巻く環境の変化

私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化や情報化の進行、ひとり暮らしの高齢者、職に就かない・就けない若者の増加など大きく変化しています。こうした状況を背景に、住民<sup>2</sup>のニーズや地域の課題も多様で複雑なものとなり、安心して安全に暮らせる地域社会を行政だけで実現していくことはますます難しくなっています。また、地域においては、地域に関心を持つ住民の減少や地域内での人間関係が希薄化している傾向にあります。地域住民の主体的な活動は、会員の減少や担い手不足などによって停滞化していると言われてしています。

### ◆「地域力」への期待

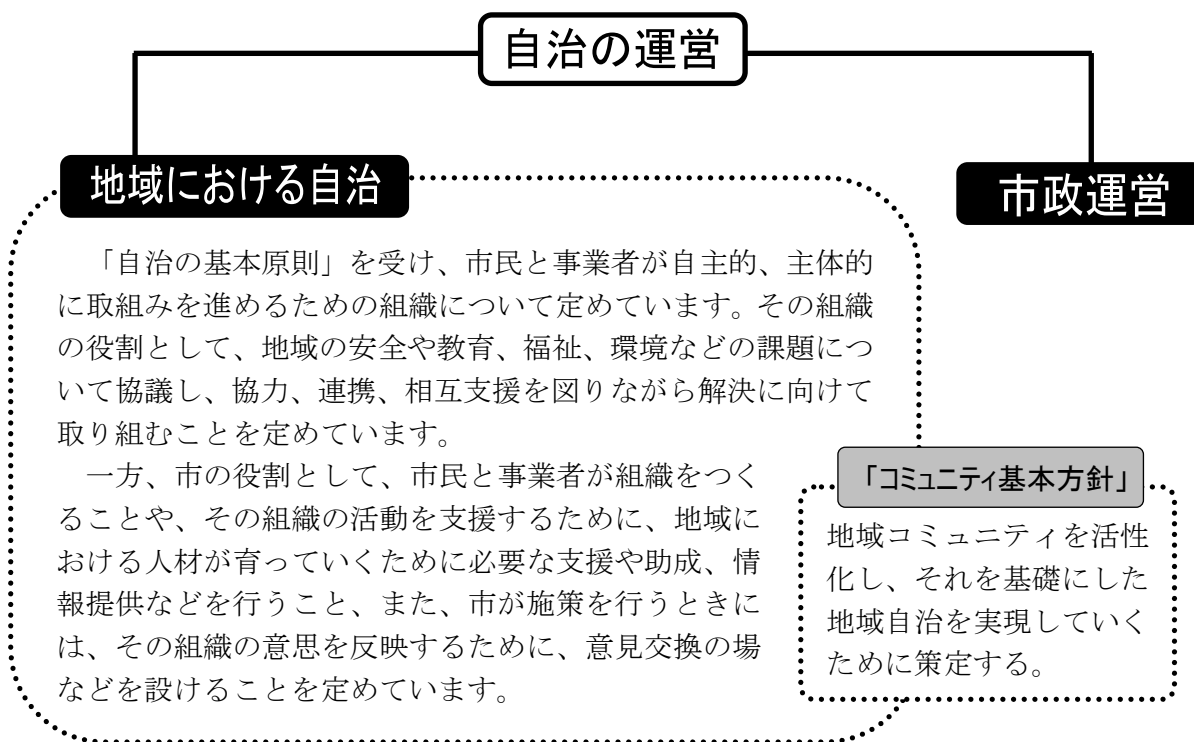
その一方で、子どもや高齢者の見守り活動、自主防災活動など、住民による自主的な取り組みが生まれ、地域の問題解決に大きな役割を果たしている地域も現れています。これからの地域社会では、「地域力」の重要性が改めて認識されつつあります。行政による公平・均一なサービス提供に加え、地域の特性や課題に応じた市民や事業者の取り組みが活発に行われることが、すべての市民の安心・安全な暮らしを支えることにつながります。

### ◆「自治基本条例」の制定と豊かな地域社会の創造

こうした状況のもとで、本市では、「市民公益活動推進条例」を制定（平成16(2004)年4月施行）し、行政中心の公共運営の仕組みを見直し、地域社会を構成するさまざまな人の参加と協働によるまちづくりを進めています。平成19(2007)年に制定した「自治基本条例」では、市民主権の理念のもと、自治の基本原則として、情報共有・参画・協働と「地域の課題解決のための取り組みは、地域の特性に応じて市民・事業者が主体的に担い、市が補完すること」を定め、地域自治と市政運営を推進していくことにより、豊かな地域社会を創造していくことをうたっています。

<sup>2</sup> 住民=この基本方針では、地域で生活する人（住む人、働く人、学ぶ人、事業を営む人など）をさす。

■ 「自治基本条例」における「コミュニティ基本方針」の位置付け



<p><b>豊中市自治基本条例（抜粋）</b></p> <p style="text-align: right;">公布 平成19(2007)年3月30日 施行 平成19(2007)年4月1日</p> <p>（自治の基本原則）</p> <p>第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。</p> <p>2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。</p> <p>（地域自治）</p> <p>第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。</p> <p>2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
--

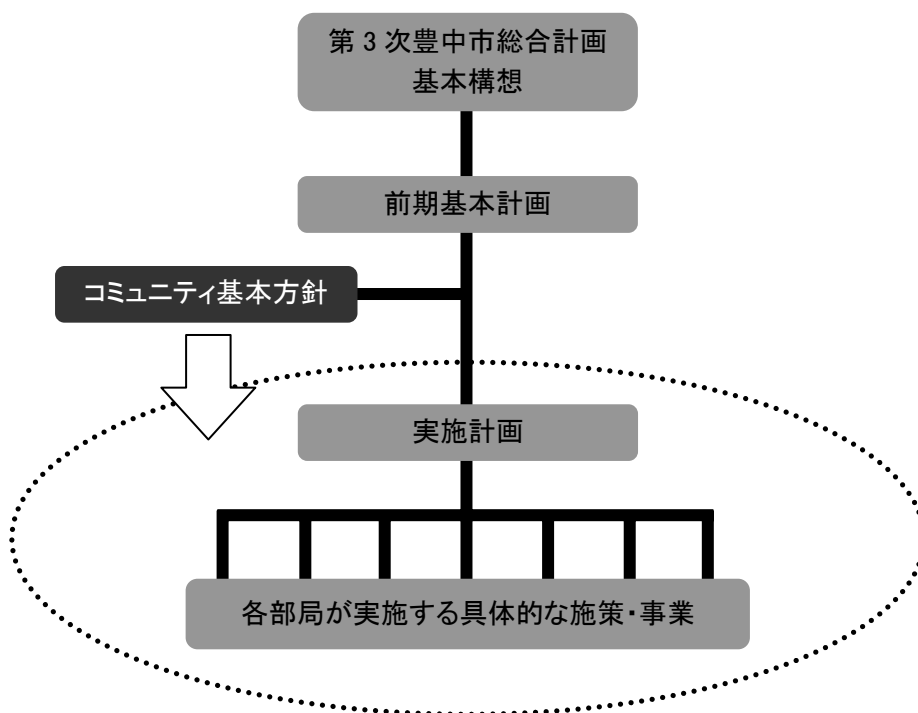
### (3) 第3次豊中市総合計画との関係

本市では、平成 32(2020)年度を目標とする「第3次豊中市総合計画」(平成 13(2001)年策定)において、まちづくりの基本理念と豊中の将来像を明らかにしています。

その実現に向けて取り組むべき施策の方向を示す前期基本計画(計画期間:平成 13(2001)年度~平成 22(2010)年度)では、あらゆる施策を貫く基本姿勢の一つに「協働とパートナーシップに基づくまちづくりの推進」を掲げ、「地域コミュニティの再生に向けた活動の促進」を図ることとしています。

この基本方針は、その取組みの基本的な方向を示すものであり、その位置づけから、市のあらゆる部局の施策や事務事業を進めるうえでの基本的な指針となるものです。

#### ■ 「コミュニティ基本方針」の位置づけ



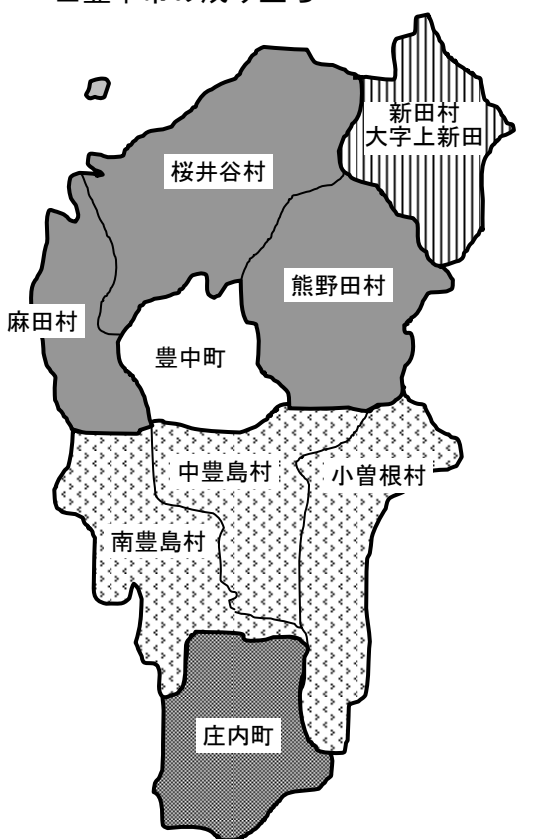


## 2. 豊中市の現況

### (1) 豊中市の特性

本市は、大阪都市圏の中において、その交通の利便性の高さなどを背景に、早くから住宅地が開発されてきました。市内には集合住宅が多く、転勤などにともない転入する人や若い単身者など居住期間が数年の住民も比較的多いのが特徴です。また、市内の地域を見ると、古くからある住宅地、新興の集合住宅地、商業地、あるいはそれらが混在している地域など多様性に富み、まちの成り立ちや暮らし方に地域の特性が見られます。

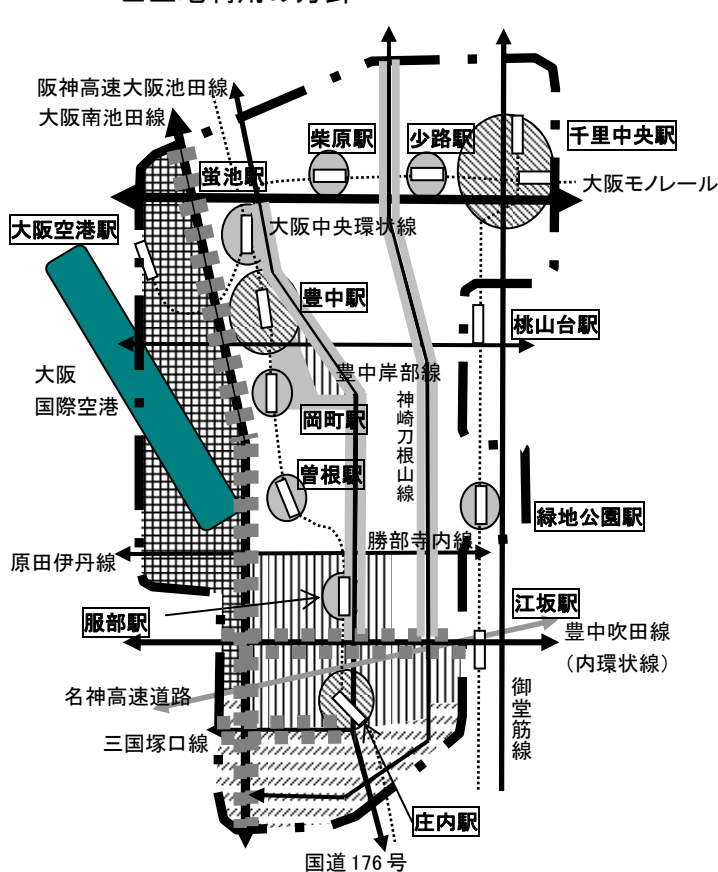
■豊中市の成り立ち



- 昭和2(1927)年(豊中町町制施行)
- 昭和11(1936)年(市制施行)
- 昭和22(1947)年(南部三村編入)
- 昭和28(1953)年(新田村大字上新田編入)
- 昭和30(1955)年(庄内町編入)

資料：豊中市市政概要（平成20(2008)年）

■土地利用の方針



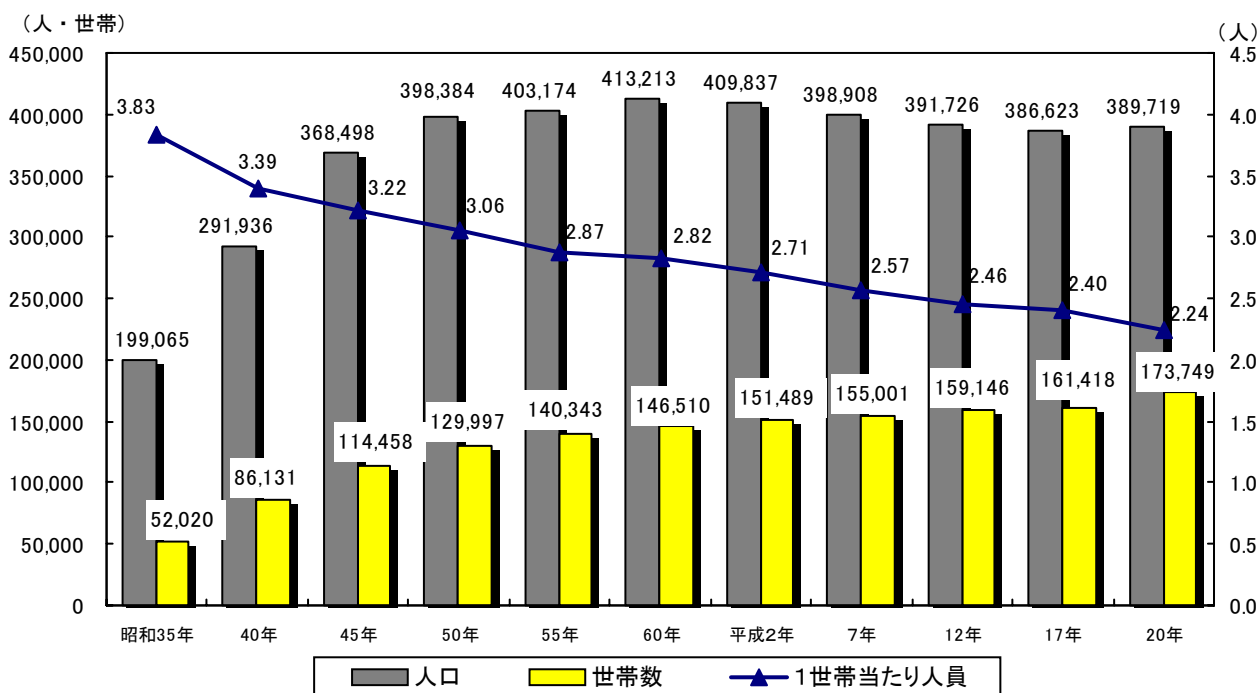
- 凡例
- 専用住宅市街地 (Special Residential City Block)
  - 沿道サービス地区 (Along-Road Service Area)
  - 住商共存市街地 (Residential-Commercial Coexistence City Block)
  - 流通業務市街地 (Distribution/Business City Block)
  - 商業業務市街地 (Commercial/Business City Block)
  - 一般住宅市街地 (General Residential City Block)
  - 住工共存市街地 (Residential-Industrial Coexistence City Block)

資料：豊中市都市計画マスタープラン（平成12(2000)年）

## (2) 家族形態と地域との関わりの変化

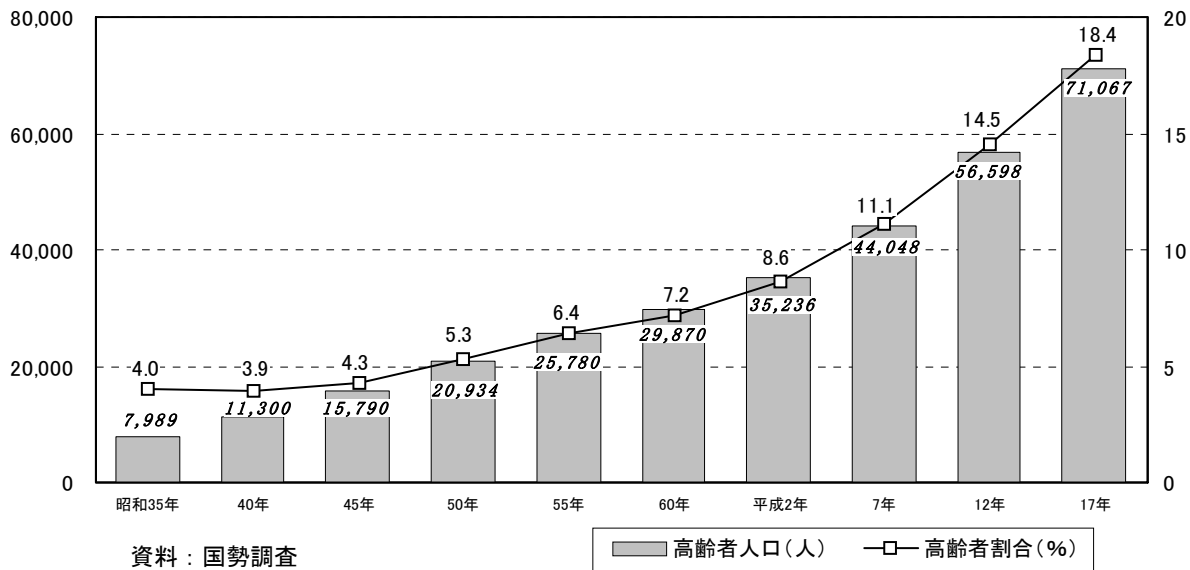
近年、地域を取り巻く状況が大きく変化し、いずれの地域においても程度の差はあるものの、高齢者世帯・単身世帯の増加や地域に関心を持つ住民の減少、近隣関係の希薄化などが進んでいます。このため、特に、集合住宅の住民や転入者、外国人、高齢者、障害者などが地域との関わりを持ちにくく、地域のことを知ったり地域で交流したりすることが難しい状況になっています。例えば、阪神・淡路大震災を契機に災害等に備えて、地域で活動する団体が要援護者の状況を把握する動きはありますが、個人と地域との関係性の弱まりや、個人情報保護の観点から情報の把握が困難となっています。

### ■豊中市の人口・世帯数の推移



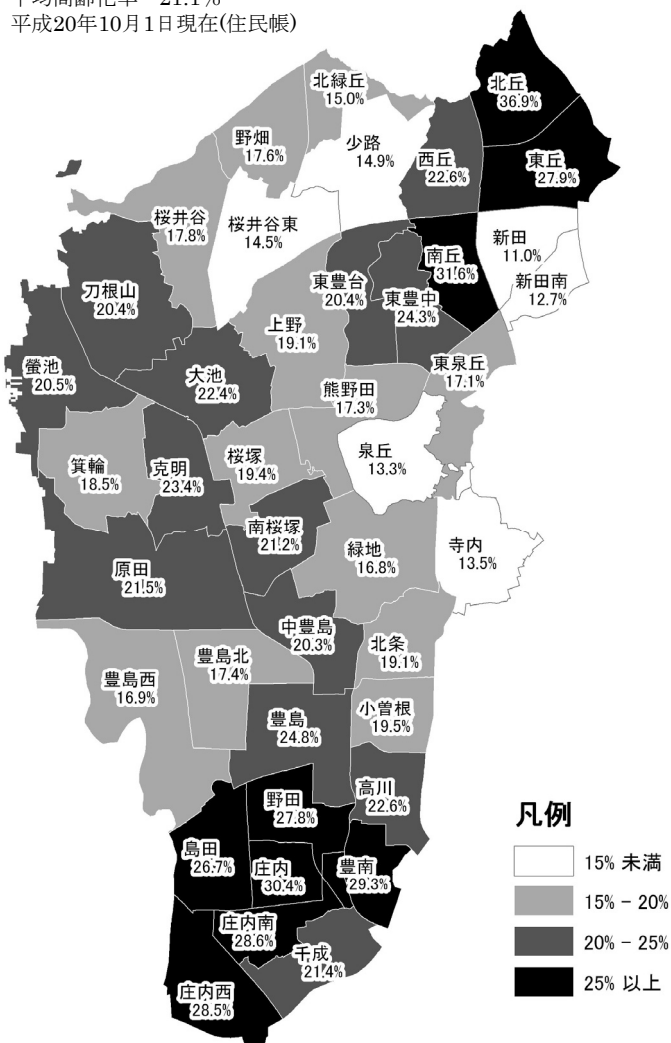
資料：平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)  
平成20年は住民基本台帳(10月1日現在)

■高齢者（65歳以上）人口・人口割合の推移



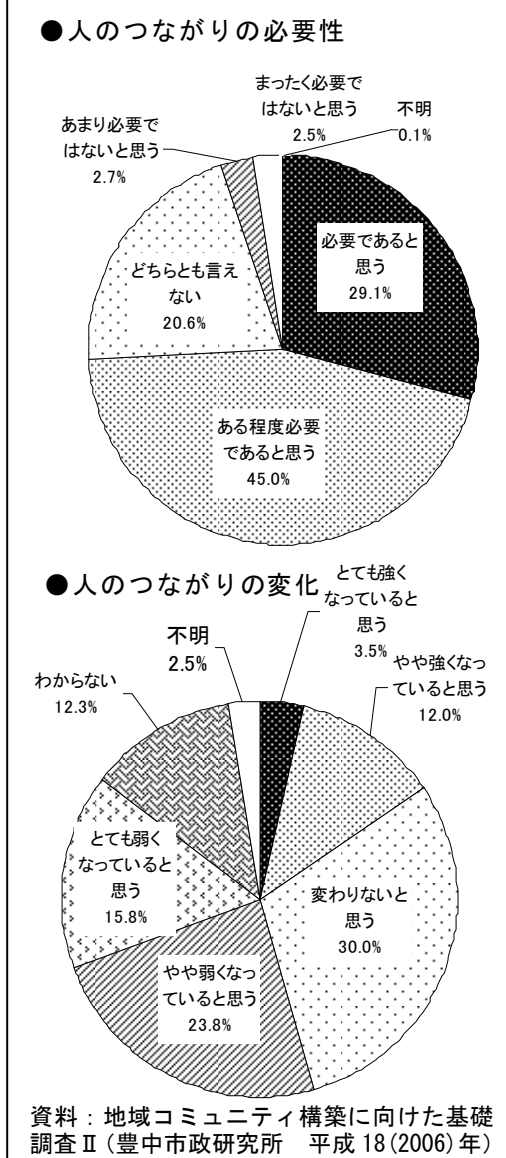
■小学校区別高齢化率

平均高齢化率 21.1%  
平成20年10月1日現在(住民帳)



資料：第2期豊中市地域福祉計画(平成21(2009)年)

■地域の人のつながりについて

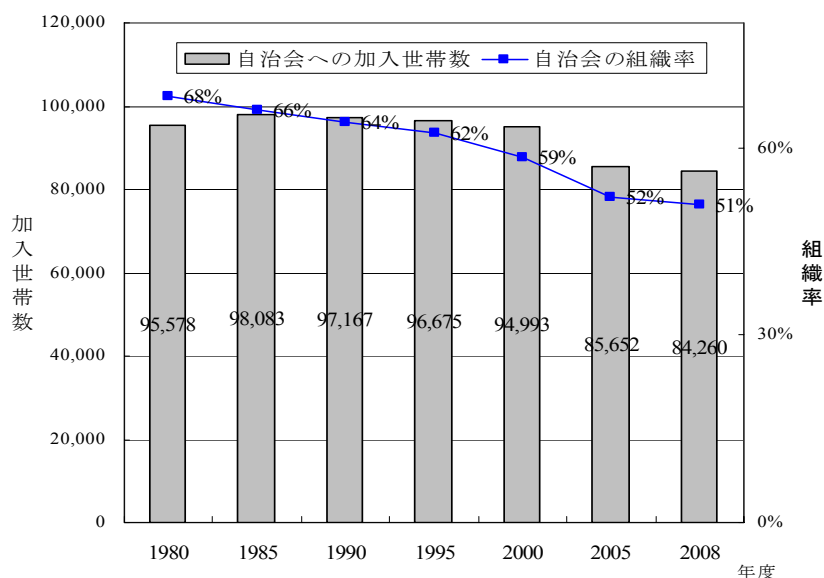


### (3) 地域団体と活動の担い手

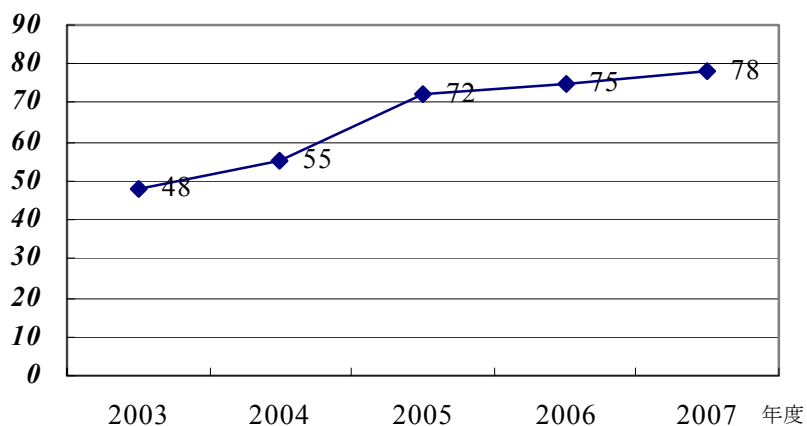
地域では、自治会をはじめ、社会教育や福祉などのテーマ別に組織された公民分館や校区福祉委員会など、さまざまな地域団体<sup>3</sup>が、それぞれの目的に応じた活動を行っています。ただ、こうした団体では、例えば自治会の加入率の低下に見られるように、活動の担い手が不足しており、特定の人が複数の団体の役職に就かざるを得なかったり、一部の人に仕事が集中したりするなど、担い手の負担が増大しています。

その一方で、地域に関わりを持ちつつも、必ずしも地域の枠にとらわれないボランティア団体などのNPO<sup>4</sup>が増加しており、多岐にわたる活動分野で、活発な活動を展開しています。

■自治会の加入世帯数と組織率の推移



■市内に主たる事務所を置くNPO法人数の推移



<sup>3</sup> 地域団体＝主にその地域の住民で構成され、その地域の住民に向けて活動する団体。主な団体については、資料編 46 頁「地域資本(人的資本)」参照。

<sup>4</sup> NPO (エヌピーオー、Non Profit Organization の略)＝民間非営利組織。なお、「市民公益活動推進条例」では、市民公益活動を行う団体(ボランティア団体、NPO法人、企業などの外形的基準を問わない)を市民公益活動団体としている。

## (4) 集会施設の状況

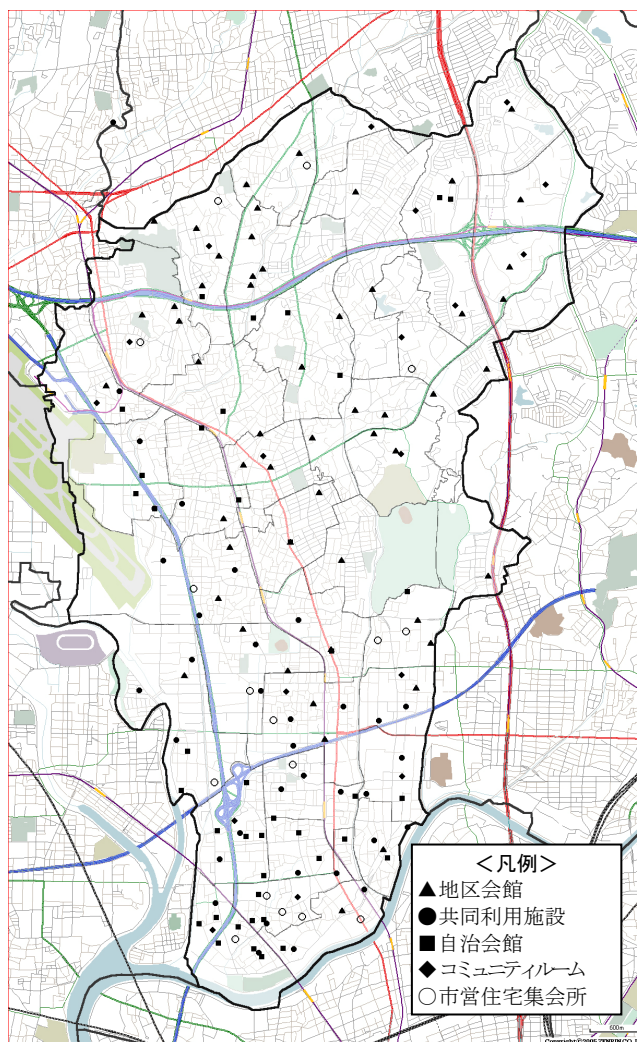
本市には、会合や催しに使える施設として、公民館（4 箇所）やおおむね小学校区に 1 箇所をめやすに設置された地区会館（54 箇所）、航空機騒音対策として設置された共同利用施設（34 箇所）、小学校の余裕教室を活用したコミュニティプラザ（3 箇所）とコミュニティルーム（19 箇所）などの施設のほか、自治会が独自に保有する自治会館などの民間施設もあり、地域活動の拠点となる施設が各地に存在しています。しかし、小学校区単位でみるとこうした施設のない地域もあり、活動場所の確保に苦慮している地域団体もあります。

一方で、施設が多く集まる地域でも、施設の情報が住民に十分に伝わっていないことや、施設の設置目的等による利用の制限があることなどから、施設の利用頻度に差が生じており、必ずしも有効に活用されていない状況があります。

### ■集会機能を持つ施設

集会施設名称		施設数
公民館		4
市民会館		1
コミュニティプラザ		3
図書館		9
文化ホール		3
伝統芸能館		1
少年文化館		2
青年の家		1
子育て支援センター		1
福祉会館		1
障害福祉センター		1
老人憩の家		13
老人福祉センター		4
とよなか男女共同参画推進センター		1
人権まちづくりセンター		2
労働会館		1
生活情報センター		1
とよなか国際交流センター		1
リサイクル交流センター		1
市民活動情報サロン		1
地区会館		54
共同利用施設		34
自治会館		41
コミュニティルーム		19
公的住宅 集会室	市営住宅集会所（地域に開放されている施設）	16
	府営住宅集会所	15
	府住宅供給公社住宅集会所	8
	都市再生機構住宅集会所	9

### ■周辺住民の利用可能な地縁型集会施設の分布

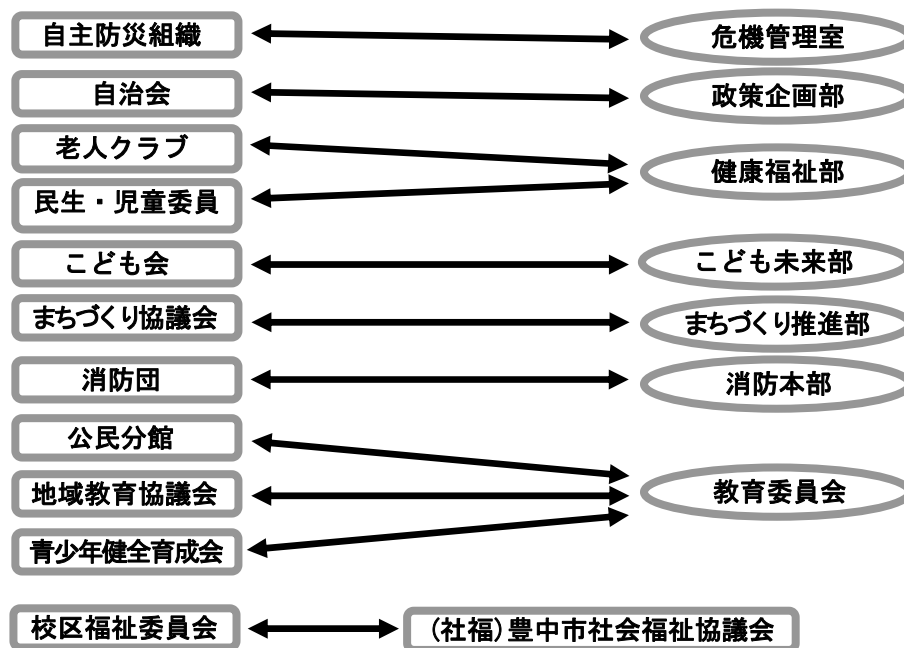


資料：豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究（とよなか都市創造研究所 平成 20(2008)年）を一部編集したもの（貸館として利用に供していない施設、民間施設を含む）。

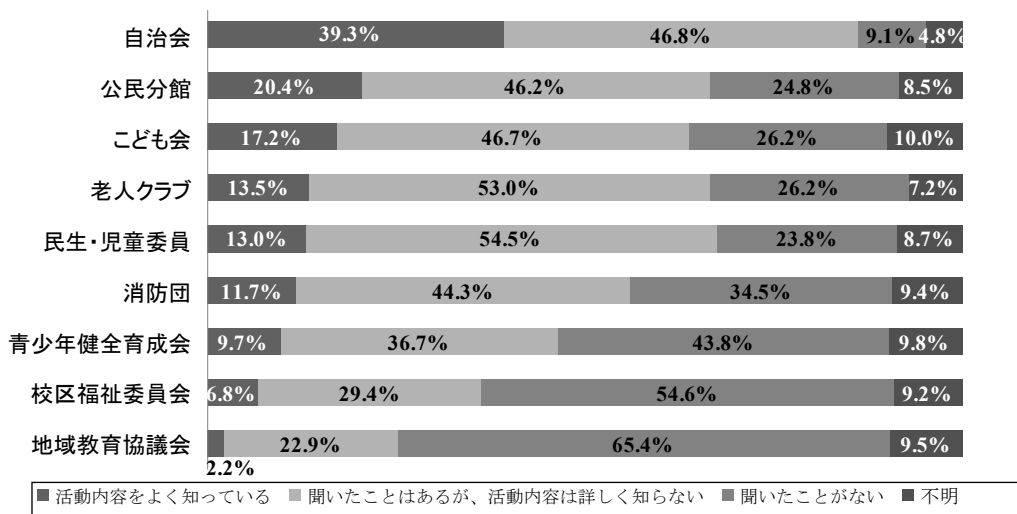
(5) 地域団体と行政の関係

地域団体の中には、自治会のように地域住民が自主的に結成し、主に会費収入によって活動する団体がある一方で、行政からの補助金を受けながら事業を実施している団体もあります。行政が地域に対して行う事業や資金援助などは、それぞれの所管ごとに各種地域団体との間で行われる、いわゆる縦割りの構造になっています。それぞれの事業を効率的に行えるものの、結果として地域内が行政の縦割り組織に対応するかたちで分断されやすく、地域全体で課題を共有し解決に向けて連携していくことが難しくなっています。

■ 主な地域団体の行政所管部局(窓口) (※名称は平成 21(2009)年 1 月現在)



■ 主な地域団体の認知度



資料：地域コミュニティ構築に向けた基礎調査Ⅱ（豊中市政研究所 平成 18(2006)年）

### 3. コミュニティ施策の沿革

#### (1) 豊中市のコミュニティ施策と特徴

##### ◆公民分館制度による豊中市独自の先進的なコミュニティ形成

本市では、“コミュニティ”という言葉が行政で使われる以前から、地域住民が協力し合っ  
てコミュニティ形成を進める先進的な取り組みがなされてきました。

その一つが、昭和 24(1949)年以降、順次各地域に設立された「公民分館」です。公民分館  
は、公民館の下部組織という形ではなく、地域住民が運営する独自の協議会的な組織であり、  
当初は地域の青年団等を中心に運営され、自治会や婦人会等と協力して地域の清掃活動や衛  
生奉仕活動、文化祭や運動会などに取り組んできました。小学校区ごとに地区公民館が整備  
されず、住民組織による公民分館がその代わりの機能を果たすという、他都市にはないこの  
公民分館制度は、その後の本市のコミュニティ政策の方向を基礎づけています。

##### ◆都市化の進展と国のコミュニティ政策

昭和 30 年代以降の日本の高度経済成長にともない、都市部では急激な人口集中化が進むと  
ともに、定住志向が高まりをみせ、こうしたことを背景に、国は新しいコミュニティづくり  
を提唱しました（国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告書「コミュニティ生活の  
場における人間性の回復」－昭和 44(1969)年）。この報告書がきっかけとなり、各自治体  
においてコミュニティという言葉が使われるようになるとともに、伝統的地縁団体である自治  
会をコミュニティの中心的組織に置くべきかどうか見解が分かれ、各自治体の取組みに大き  
な影響を与えることとなりました。

本市では、昭和 46(1971)年、将来のコミュニティのあり方を検討するために、千里ニュー  
タウン（北丘小学校区）、中部（南桜塚小学校区）、南部（庄内南小学校区）の住民を対象に  
調査を行いました。さらに、昭和 49(1974)年には、「コミュニティ組織の一つの形ともいえ  
る自治会・町内会」の実態を把握するために調査を実施し、翌年には自治振興課を設置して、  
自治会への対応にあたることになりました。この背景には、急激な人口増により、自治会を  
中心とする地域共同体の機能が低下してきたことがあります。

##### ◆新たな都市問題への対応と機能別の住民団体の組織化

本市では、自治会を中心とするコミュニティではなく、例えば高齢者には老人クラブを、  
青少年には子ども会や健全育成会を組織化するというように、地域に機能別の集団を組織化  
する途を選択しました。この時期は、保育所や学校、上下水道や住宅等、行政はまちの基盤

整備に迫られており、押し寄せる新たな都市問題に即応するために、住民側の領域別・ニーズ別・世代別の受け皿として、行政主導による機能別の住民団体を組織化する政策を採ったのです。

#### ◆「コミュニティづくり」を政策課題に、おおむね小学校区をめやすに展開

その後、本市で初めてコミュニティづくりを正式な政策課題として表明したのは、昭和54(1979)年の第2次総合計画においてでした。この計画には「コミュニティ・市民自治」と題し次のような記述があります。

コミュニティは「いわゆる近所づきあいから始まって“連帯性ある地域社会”あるいは“よりよき近隣社会”と言われている。コミュニティと郷土への愛着が市民の間に広がることによって、市民が自らの手で住みよいまちをつくる気運が盛り上がる。このようにコミュニティや郷土への愛着はいわば市民自治の土壌としての働きをするもの」として位置づけられました。

さらに、この計画では、「コミュニティや自治会の活動は本来住民の自発性に待つべきもので、その意味で、コミュニティ区域などは、自然な形で待つことが重要である」としつつ、活動を促進するために、ガイドエリアと称した一定の区域の設定を提示し、組織化と地域の単位をおおむね小学校区をめやすに進めていることを示しました。

#### ◆さまざまな地域団体が並存・共存する豊中市の地域活動

このように、本市のコミュニティ形成は、戦後早い時期から自治会や青年会、婦人会といった従前からある地縁型団体によって、また、公民分館という独自の寄り合いの仕組みを中心に地域住民が連携して取り組むことから始まりました。人口急増期から市民の定住志向期においては、これらの活動に加えて、行政分野や課題に応じて地域に機能別集団を組織化することで対応してきました。本市では、小中学校や図書館・公民館などの生活関連施設の整備と歩調をあわせた形で地域づくりが進められてきましたが、それが比較的うまくいった根底には、こうした地域諸団体による互助・共助のための種々の地域活動が同時並行的に展開されてきたことがあります。

ピラミッド型の地域協議会に結集する形ではなく、多くの団体や組織が地域に並存・共存する形でコミュニティ活動が進められてきたところに、本市の特徴があります。

本市におけるコミュニティ形成の取組みを年代別に整理すると次頁のとおりです。



## (2) 年代別の変遷

### 1970年代 — 都市再開発・生涯学習の推進 —

この時期は、都市計画の分野で新たな動きがありました。木造共同住宅が密集する市南部の庄内地域で再開発に取り組むにあたり、道路や下水道など都市基盤整備を目的とする「防災避難緑道と広場の庄内住環境整備基本構想」が策定されました（昭和48(1973)年）。この計画づくりの過程は「庄内方式」と呼ばれ、地域住民の参加のもとで生活環境整備計画を策定したところに特色があります。庄内地域を四つのブロックに分け、住民のまちづくり組織として「地区再開発協議会」を設置し、専門家等のサポートのもとで詳細な「地区整備計画」を策定しています。計画段階から住民参加を採用したこの方式は、新たな手法として全国的に注目されました。

また、市民やグループの学習意欲の高まりとともに、社会教育の分野では、昭和45(1970)年に公民館運営審議会から「地区公民館の規模について」答申がありました。この中でいわゆる“4地区館構想”がうたわれ、その後、庄内公民館（昭和50(1975)年）、千里公民館（昭和53(1978)年）、中央公民館（昭和59(1984)年）が相次いで建設されました（蛭池公民館—昭和43(1968)年）。地域においては、小学校区に一つの割合で設置された公民分館が、体育祭、文化祭、人権学習講座などの事業を活発に行い、昭和58(1983)年からは、小学校の余裕教室を利用した公民分館の地域拠点の場（30か所）が順次整備されました。さらに平成7(1995)年には、学校管理から分離した「コミュニティプラザ」が開設されています。

### 1980年代 — 地域福祉活動の展開 —

昭和58(1983)年に社会福祉法が改正されたことにもない、社会福祉協議会の機能が強化されました。ボランティアセンターの開設や小学校区単位に設置された校区福祉委員会の組織化など、自発的な個人によるグループと地域ブロック単位の二つのアプローチで、福祉分野における市民活動が活発になっていきます。

現在、校区福祉委員会は、おおむね小学校区に一つの割合で設置され、自治会や公民分館など各種団体と連携しながら高齢者給食サービス、献血運動、子育てサロンなどを実施しています。平成2(1990)年以降は、同委員会のボランティア部会が中心になり「小地域福祉ネットワーク」事業として、ミニ・デイサービスをはじめ高齢者や障害者に対する近隣レベルでの活動が展開されています。

## 1990年代 — 高齢化・情報化・国際化と“まちづくり” —

「高齢化」、「情報化」、「国際化」など日本社会の大きな潮流や女性の社会進出、環境への関心の高まりとともに、自治体では独自の課題に応えるため新たな政策開発が進められました。本市でも「長寿社会対策基本指針」（平成2(1990)年)、「女性政策基本方針」（同年)、「豊中のめざす国際交流」（平成3(1991)年)、「文化振興ビジョン」（平成5(1993)年)、「地域情報化計画」（平成6(1994)年)等の計画策定をきっかけに、さまざまな施策が事業化されました。例えば、とよなか国際交流センターや生活情報センターくらしかん、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷなど課題解決（テーマ）型の施設の開設にとともに、市民活動のテーマとその活動は、活発化し広がりを見せました。

また、「産業振興ビジョン」（平成2(1990)年)を契機に商業者を中心にしたまちづくりの研究会が発足し、住民発意によるまちづくりの初動期の支援を明記した「まちづくり条例」（平成6(1994)年)が制定されました。現在、「豊中駅前まちづくり推進協議会」をはじめ、市内13地区で市民によるまちづくり活動が行われています。このように90年代以降は新たな政策課題の登場とともに、市民活動は、個人を単位とする自発的な意志による組織や団体が一層躍動してきた時代です。

## 2001年以降 — “新しい公共”と自治基本条例の制定 —

平成14(2002)年には「新しい公共の考え方をづくり、共有し、運営する仕組みをつくろう」を基本コンセプトにした提言「とよなかパートナーシップ宣言～市民公益活動が拓く豊かな地域社会づくり」がまとめられ、この提言を受けて策定された指針のもとに、「市民公益活動推進条例」が施行されました（平成16(2004)年4月）。

一方で、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が変化するなかで、地域のつながりの重要性が改めて認識されはじめます。「地域福祉計画」（平成16(2004)年)、「次世代育成支援行動計画」（平成17(2005)年)等が策定され、「福祉なんでも相談窓口」の小中学校区単位での設置や、地域での子育て・子育て支援ネットワークづくりなど、地域住民の力が活かせるような仕組みづくりや環境整備が進められるようになりました。

平成19(2007)年4月に施行された「自治基本条例」では、これまでの取組みを踏まえ、市民主権の理念と、情報共有・参画・協働の基本原則のもとで、地域自治と市政運営を推進し、自立した豊かな地域社会を創造していくこととしています。また、「新・行財政改革大綱」（平成19(2007)年)では、「自治基本条例」に示す「新しい公共」の考え方を目標の一つに掲げたところです。

※コミュニティにかかる施策や制度、地域諸団体の活動や住民意識の変遷などについては、豊中市政研究所（現とよなか都市創造研究所）による一連の調査、「豊中市における地域コミュニティ組織に関する基礎調査（1999年）」、「地域コミュニティ構築に向けた基礎調査（2005年）」、「地域コミュニティ構築に向けた基礎調査Ⅱ（2006年）」にまとめられています。

## 第2章 地域コミュニティの将来像

### 1. 定義と範囲

#### (1) 地域コミュニティとは

一般に、コミュニティとは、「生活圏域を共通にすることにより地域住民であるという意識をゆるやかに共有する人びとによって、日々の生活の営みやコミュニケーションを通しておのずとつくりあげられる人びとのつながり」と言われます。

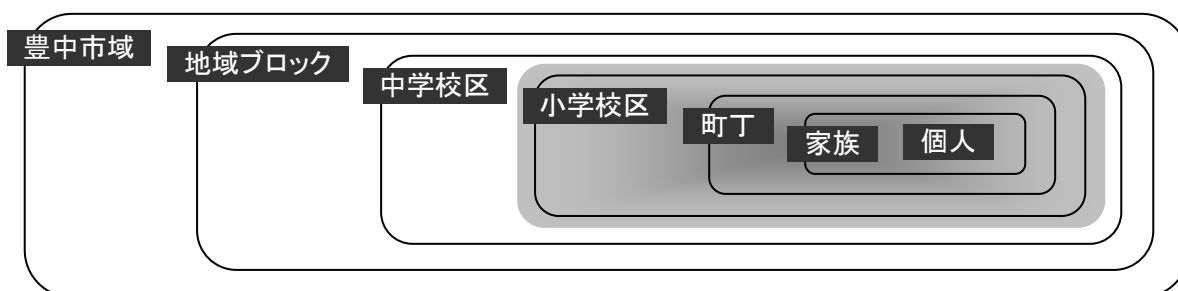
しかし最近では、同好のグループや電子空間においてテーマを同じくする人が集うグループを「コミュニティ」と呼ぶこともあり、混同を避けるために、この基本方針では「地域コミュニティ」と表現することとします。

#### (2) 地域コミュニティの範囲

地域コミュニティは、住民が地域のまちや暮らしのあり方を自ら決めていく時のめやすとなり、住民自治の基礎単位となるものです。その広がりについて考えたとき、小学校区は住民の活動も校区を単位とすることが多く、地域的まとまりがあり、日常的に顔の見える範囲であること、また、歴史的にもある程度根付いていることなどから、住民にとっても比較的わかりやすいと考えられます。

これらのことから、本市においては、地域コミュニティの範囲のめやす、すなわち「範囲」を小学校区程度とします。ただし、地域によって歴史的・文化的にも、生活環境も異なるため、必ずしも画一的に考えるものではありません。また、生活圏や活動圏は、市内全域あるいは市域を超えている場合もあるので、その視点も大切にします。

#### ■地域コミュニティの範囲の広がり



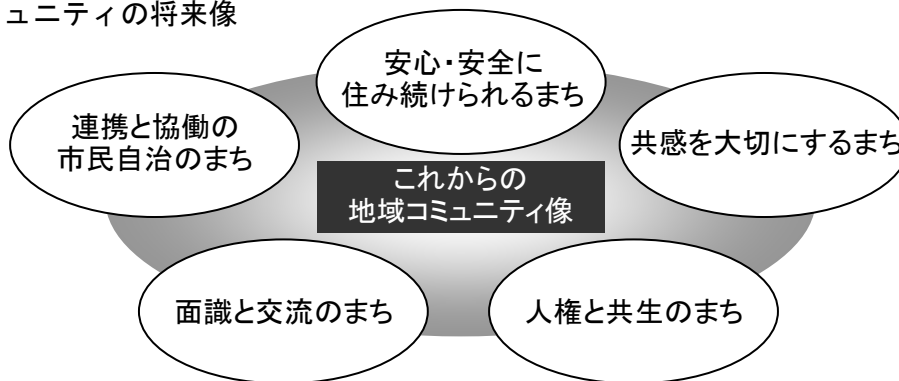
## 2. 地域コミュニティの将来像

本市のような都市型社会において、住民は地域コミュニティを意識することはあまりないかもしれませんが、誰もが知らず知らずのうちに地域コミュニティに関わっています。

地域コミュニティは、与えられるものではなく、自分たちのものとして積極的にに関わり、安心・安全な暮らし、快適で美しいまちを互いの力を出し合って創り上げていくものと考えます。

この基本方針の取組みを進めていくにあたり、次の5つの理念に基づく本市の地域コミュニティの将来像を設定します。

### ■地域コミュニティの将来像



安心・安全に住み続けられるまち	住んで良かったまち、住み続けたいまち、安心・安全なまちをみんなでつくる、元気な地域コミュニティをめざします。
共感を大切にするまち	地域の歴史や風土を共通のものとして大切にする、やわらかい共通意識（感情）をもった地域コミュニティをめざします。
人権と共生のまち	そこに住み、生活し、活動する一人ひとりが尊重され、さまざまな考え方や生き方あるいは属性を尊重し合い、共生する地域コミュニティをめざします。
面識と交流のまち	見知った顔が行き交い、豊かなコミュニケーションに支えられた相互に助け合う地域コミュニティをめざします。
連携と協働の市民自治のまち	地域のさまざまな課題をみんなのものとして捉え、その解決のために智慧を出し合い、それぞれの持ち味を活かして行動できる、しなやかな地域コミュニティをめざします。

### 3. 地域コミュニティでの基本原則

人はその地域に住むことで地域コミュニティの一員となります。地域コミュニティは実に多様なメンバーで構成されることになるため、異なる生活習慣や考え方を持つ人たちが共存するための作法が必要となります。それらを、地域コミュニティでの基本原則として定めます。

#### 「自主性の尊重と対等」の原則

地域コミュニティでは、住民や事業者などの構成員はその属性にかかわらず、すべて対等であることを原則とします。一人ひとり是对等で、誰かから命令や指示を受けるのではなく、自ら考え、行動することが重要です。

#### 「民主性」の原則

住民は全員平等です。それぞれが一人の住民として同等の権利・責務を持っています。地域における意思決定、あるいは地域団体の運営は、みんなが承認する明確な規則によって、開かれた場で民主的に行われることを原則とします。

#### 「地域資源尊重」の原則

地域コミュニティは、地域のまちなみや歴史・文化、住民、さまざまな活動をその基礎とすることを原則とします。地域課題の解決やまちの夢の実現には、このような地域にあるさまざまな財産を大切に、守り育てていくこと、活かしていくことが重要です。

#### 「補完性」の原則

近隣でできることは近隣で、地域コミュニティでできることは地域コミュニティで、地域コミュニティでできないことは豊中市全体でと、自分たちでできることは自分たちで取り組んでいく姿勢が大切です。地域で話し合い、協議していくプロセスが大切です。

#### 「情報共有・参画・協働」の原則

地域コミュニティでは、活動に参加するしないにかかわらず、地域についてのさまざまな情報を共有できることが原則です。また、活動の企画や参加、リーダーになることなどは、可能な限りオープンに幅広い層の参画のもとで、それぞれの特技を活かし弱点を補完し合って、協働で取り組むことが必要です。

## 第3章 地域コミュニティの活性化に向けた取組みの方向

### 1. 人と人、人と地域の関係づくり

#### (1) 人と人、人と地域のつながりづくり

地域では、人のつながりが弱くなっています。また、地域との関わりを持たなくても日常生活には大きな支障がないため、地域との関わりを持つことに意義やメリットを見出せず、面倒くさい、煩わしいと感じることもあるようです。しかしながら、地域でいつまでも安心して暮らせるためには、日常生活における住民の自然な支え合いが大きな役割を果たします。このような地域での支え合いは、住民間の「つながり」、すなわち住民どうしが出会い、コミュニケーションが豊かになることによって、自然に強くなっていきます。地域への関わりや参加は強制されるものではなく、多様な参加の仕方を認め合いながら、地域への関心を誘う工夫や、活動に参加できる環境や条件を整えていくことが求められます。

#### 取組みの方向

##### ①地域への愛着や地域意識の醸成

日頃地域との関わりを持たない、持ちにくい人も、地域のことを知ることから地域への関心が生まれ、やがて地域への愛着や、こんな地域であってほしいという思いを持ち、地域に主体的に関わろうとする意識に発展していくことが期待されます。地域を知り、関心を持つきっかけづくりとなるような多様な事業を実施することが求められます。

##### ▼取組みの事例<sup>1</sup>

- ・ 地域資源マップの作成
- ・ 地域探検ツアーの実施
- ・ 地域活動の紹介・啓発パンフレットの作成と配布

<sup>1</sup> 「取組みの事例」のそれぞれの具体的な内容やイメージ等については、資料編 47 頁参照。

## ②つながる機会づくり

日頃は出会う機会が少ない人たちも、自由に入出入りできる場があれば、気軽に話し合うことができ、顔の見える関係がもっと広がっていきます。また、誰もが気軽に自由に地域の行事やイベントに参加することで、交流のきっかけができたり、地域への関心が深まることが期待されます。これまで参加する機会が少なかった、集合住宅に住む人や若い世代の人、勤労者、外国人などさまざまな人への積極的な働きかけや、開催日時やテーマ（内容）の工夫など、参加しやすい環境や条件の整備が必要です。

### ▼取組みの事例

- ・地域円卓会議（ラウンドテーブル<sup>2</sup>、井戸端会議）の開催
- ・親睦行事や交流イベントの開催

## （2）「人財」の発見と育み

地域には、さまざまな経験や能力、知識をもった人がたくさん住んでいる一方で、高齢化や活動の担い手不足、地域団体の役員の重複や長期化による負担感の増大などが大きな問題になっています。地域コミュニティでの活発な活動が持続し、地域力をさらに高めるためには、地域の運営や活動を主体的に担う住民の存在が不可欠です。住民一人ひとりには、地域の構成メンバーとしての大切な財産、すなわち「人財<sup>3</sup>」です。その「人財」を発見し力が発揮できるようにする取組みや、地域で「人財」を育て継承していく仕組みが求められます。

## 取組みの方向

### ①「人財」の発見

地域の「人財」を発見するためには、若い世代や子育て世代、退職を迎えた団塊世代など、多彩な層への働きかけが必要です。それぞれの関心や能力に応じて主体的に関わることができると、地域活動への多様な入り口やきっかけをつくり、活動の動機付けとなるような仕組みや、役割や期限を決めるなど、無理なくできる範囲で地域活動に関われるような仕組みをつくる必要があります。

<sup>2</sup> ラウンドテーブル＝定期的にいろいろな人が集まり話し合う交流の場。参加者の自主性を尊重し対等な立場で意見交換をし、意思決定を行わない。

<sup>3</sup> 「人財」＝ここでいう「人財」は、本来の「人材（才能があり、役に立つ人。有能な人物）」の意味に加えて、地域の大切な財産でもあるということから、「人財」を使用。

## ▼取組みの事例

- ・ 地域デビュー実践講座の開催
- ・ 地域通貨<sup>4</sup>や地域活動ポイント制の実施

## ②「人財」を育てる仕組みづくり

地域活動の要となるのは、リーダーです。リーダーには、人望はもとより、組織を取りまとめる調整力や、地域の情報を収集する能力などが求められます。加えて、異なる活動や組織、個人と地域の間に入り、それぞれをつなぐコーディネーターも重要です。活動に参加し、一緒に取り組むことを通して、地域で活動をしている人たちの経験や智恵を多くの人たちに伝える仕組みと、リーダーやコーディネーターに求められる専門性やノウハウを学ぶ機会があれば、地域で「人財」を育て継承していくことができます。このような相互に学び合う場を地域での生涯学習の一つとして位置づけ、次世代の「人財」を育て継承していく仕組みをつくる必要があります。

## ▼取組みの事例

- ・ 地域リーダー研修・講座の開催
- ・ 地域コーディネーター養成講座の開催

<sup>4</sup>地域通貨＝ある地域や特定のグループの合意に基づき、物やサービスの交換に使われる独自の通貨。



## 2. 団体のつながりづくり

### (1) 団体どうしの交流と連携

地域では、公民分館や校区福祉委員会、自治会などの地域団体や、地域を越えて活動するNPOなどが、それぞれに活動しています。これらの団体が連携して効果的に事業を展開している地域もありますが、各団体が同時期に類似のイベントを行っていたり、単独では力不足のため必要な事業を行うことができないなど、必ずしも効果的に行われていないのが現状です。

地域の多様な課題に対して、各団体が単独ではできないことでも複数の活動主体が足りないところを補い合い、柔軟に協力・連携することで、より大きな成果をあげることが可能になります。そのため、多様な団体が相互に理解し合い対等な関係で協働して地域の課題に取り組むことが求められます。

### 取組みの方向

#### ①交流・連携の機会づくり

地域の課題に取り組むには、地域団体どうしの連携はもちろんですが、地域団体と、地域という枠を越えて活動を展開するNPOや事業者などとの連携も効果が期待されます。多様な活動主体と知り合い、新しい発想を得たり専門的な知識やノウハウなどを補ったりすることで、活動の幅を広げることができます。このような多様な団体が出会い、理解し合い、連携するきっかけとするために、情報交換や意見交換ができる機会をつくる必要があります。

#### ▼取組みの事例

- ・地域課題セミナーの開催
- ・地域円卓会議（ラウンドテーブル、井戸端会議）の開催〔再掲〕
- ・活動報告会や異分野・異業種交流会の開催

## ②連携を促す仕組みづくり

さまざまな団体の連携を促進するには、地域のことをよく知っている住民や団体が中心となるのが効果的です。地域の「人財」の中から、コーディネーターを育てていく仕組みや、団体のコーディネート機能を充実していく仕組みをつくることが求められます。

### ▼取組みの事例

- ・地域コーディネーター養成講座の開催〔再掲〕

## (2) 地域課題の共有と解決に向けた取組み

地域には、全市的な対応が求められる課題もあれば、その地域の世代別人口割合や地域を取り巻く環境に起因する地域特有の課題もあります。とりわけ、この地域特有の課題については、特定の団体だけでは対応が困難な場合もあります。住民や団体の声を聞き、地域のニーズや課題を発見し、その課題と自分たちの地域はどうあってほしいかというビジョンを地域団体や住民が共有し、地域全体で協力・連携して取り組んでいく環境や仕組みが求められます。

## 取組みの方向

### ①地域課題の発見と共有

地域全体として課題を受け止める仕組みや場があれば、地域の課題の発見と共有につながります。個人や団体が集まって情報交換し、地域に存在する問題や課題について話し合う場や仕組みをつくることが求められます。また、地域団体や住民が主体となって、子どもの遊び場や美しいまちなみなどの地域資源や、歩いていて危険な箇所や交通事故が多い場所などを調査し、地図などにまとめることで、効果的に課題を発見・共有することができます。

### ▼取組みの事例

- ・住民アンケートの実施
- ・地域円卓会議（ラウンドテーブル、井戸端会議）の開催〔再掲〕
- ・地域の課題共有の場や仕組みづくり（「(仮称)地域カルテ」の作成など）

## ②課題解決に向けての取組み

地域の課題が共有されれば、地域団体やNPO、事業者、行政が協力・連携して課題解決に向けて取り組むことが重要です。近年、課題となっている、高齢者や障害者など災害時に援護が必要となる可能性がある人の情報の把握と対応についても、このような地域団体等が連携して取り組むことで解決の道が開ける可能性もあります。日頃はそれぞれに活動をしている地域団体等が一堂に会し、地域の状況や課題について、定期的に意見を交換し合意形成をする“寄り合い”の場や仕組みを持つことが、地域コミュニティでの自治を進めていくために必要な礎となります。

### ▼取組みの事例

- ・地域における合意形成の仕組みづくり

## 3. 地域活動のための環境づくり

### (1) 情報の共有と流通

情報は、地域活動を支える最も重要なものの一つです。情報がないところでは、住民が地域のことについて自ら考えたり、行動したりすることは困難です。地域に関する幅広い情報（地域活動の目的や内容についての情報、「人財」募集情報、地域の問題や課題についての情報など）が活発に行き交い、共有されることで、地域への関心が喚起されたり、地域活動への参加につながるなど、地域コミュニティがこれまで以上に活性化することが期待されます。そのためには、あふれる情報の中から地域活動に役立つ情報を収集・整理し発信する仕組みと、地域に住む誰もが、その情報を入手できるような仕組みが必要です。

### 取組みの方向

#### ①地域情報の整理と発信

地域団体は、それぞれ広報紙やホームページなどで情報を発信しています。各団体が協力し合って共同で情報発信をすることで、住民は、地域の現状や活動の動きなどさまざまな地域情報を一覧でき、必要な情報を容易に取捨選択できます。また、一団体の範囲を超えて、多くの人に配布することができるので広報効果が高まるとともに、共同で作業する過程で、団体どうしの交流や理解、課題の共有と連携も期待できます。このように、地域に関する情報を各団体が協力・連携して収集・整理（編集）し、住民にわかりやすく提供する仕組みをつくることが求められます。

#### ▼取組みの事例

- ・地域コミュニティ紙（広報紙）の発行

#### ②多様なメディアの活用

地域の情報をできるだけ多くの人に届けるためには、多様なメディアを活用することが有効です。近年は、パソコンや携帯電話などによって情報を得る人も増えています。情報の受け手の年代や地域の実情に応じて、口コミや回覧板、地域の掲示板、ホームページ等の適切な媒体を組み合わせ、情報提供することが効果的です。

▼取組みの事例

- ・ ホームページの作成の推進
- ・ ICT<sup>5</sup>の活用（地域 SNS<sup>6</sup>、ポータルサイトの開設など）
- ・ ケーブルテレビ、コミュニティ FM の活用の推進

## （２）活動・交流する場の創出

地域活動には、会議、イベント等のさまざまな活動で使う場所が必要です。また、とりたてて用事がなくても、誰もが気軽に立ち寄り会話ができるサロンのような場所があると、そこに人や情報が集まり、その中から新たな活動やネットワークが生まれ、広がっていくことが期待されます。そのため、既存の公共施設、地域の集会施設、商店街の空き店舗など、地域で使えるような施設やスペースを調べ、有効に活用する方策について検討し、多くの人が集い、一緒に活動できる場所の確保に取り組む必要があります。

### 取組みの方向

#### ①既存の施設の有効活用

地域で管理運営する集会施設については、特定の団体だけが利用するのではなく、地域や団体の枠をこえて相互利用したり、施設の情報を住民にPRしたりすることで、有効に活用することができます。また、公共施設については、市民に有効に活用されるよう、本来の設置目的や利用の制限、料金等について、今日的に見直していくことを検討します。

▼取組みの事例

- ・ 公共施設等の有効活用方策についての検討
- ・ 地域の集会施設の相互利用
- ・ 施設情報の提供
- ・ 気軽に立ち寄れる場(サロン)の創出

<sup>5</sup> ICT（アイシーティー、Information and Communication Technology の略）＝情報通信技術

<sup>6</sup> SNS（エスエヌエス、Social Networking Service の略）＝限定された会員によるコミュニケーションシステム

## ②施設の管理運営についての検討

施設の使いやすさを向上したり、地域の実情や課題に応じた多彩な事業を展開するためには、地域団体などが主体となって、施設やスペースの管理運営を柔軟に行うことが望まれます。そのため、公共施設の管理運営業務を地域団体等に委託したり指定管理者を公募したりするなど、新しい管理運営のあり方について検討します。

### ▼取組みの事例

- ・公共施設等の有効活用方策についての検討〔再掲〕

## (3) 組織力・事業力・資金力の向上

多くの地域団体は、リーダーや役員の高齢化、参加者の減少、知識やノウハウの不足、資金の不足など、組織運営についてのさまざまな課題を抱えています。

地域において将来にわたり継続した活動を進めていくためには、組織としての体力、すなわち組織力・事業力・資金力が必要です。そのため、団体の存在意義や活動内容、組織運営のあり方を改めて振り返り、これまでのやり方や考え方にとらわれない新しい発想で、組織力の向上に向けた取組みを進める必要があります。こうした取組みには、地域活動や組織運営に必要な会計処理、企画立案、活動PRなどのノウハウや専門的な知識が不可欠です。とりわけ、地域の特性や実情に応じた相談やアドバイス機能が求められており、民間における中間支援組織の役割が重要になってきます。

## 取組みの方向

### ①持続性のある組織の運営

組織運営や地域活動に必要な知識やノウハウを身につけた人財を育成しながら次の世代に引き継いでいくことが、持続的な組織運営には欠かせません。そのため、組織運営のコツやニーズの把握・分析の仕方、地域活動の先進事例などを学ぶ機会が必要です。

### ▼取組みの事例

- ・組織マネジメント講座の開催
- ・地域課題セミナーの開催〔再掲〕

## ②事業力・資金力の向上

地域団体の中には事業を行うために行政からの補助金を受けている団体もありますが、自治会のように主に会費収入に頼っている団体もあります。このような場合、加入世帯が減少すると、活動資金も減少し、活動や組織の維持が困難になります。そのため、地域でコミュニティ・ビジネス<sup>7</sup>を起こしたり、行政が委託や指定管理者制度の活用により地域に事業を委ねたりするなど、地域で恒常的に資金源を確保する方策について検討する必要があります。

### ▼ 取組みの事例

- ・コミュニティ・ビジネス講座の開催
- ・行政の事務事業の外部化
- ・市民公益活動推進助成金の活用

---

<sup>7</sup> コミュニティ・ビジネス＝主に地域の課題解決や地域の活性化のために、コミュニティに潜在する人的・社会的資源をビジネス的手法で引き出し、活かす取組み。

## 第4章 地域コミュニティの活性化に向けた行政の取組み

### 1. 相互理解に向けた取組みと行政の変革

#### (1) 地域コミュニティと行政の相互理解の推進

「自分の住むまちに関心を持ち、まちの課題を自らの課題として受け止め、情報を共有し、お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、よって、まちの課題に対して、よりよい解決方法を見つけ出し、責任を持って実行していく」（「自治基本条例」前文より）

地域コミュニティを形成し地域自治を推進するためには、地域と行政との相互理解が不可欠です。それぞれが地域課題と行政課題を共有し対話することを通じて、協議、調整、決定する合意形成のプロセスを構築するとともに、そのために必要な方策を整える必要があります。

#### 取組みの方向

##### ①都市情報に関するデータベースの整備と「(仮称)地域カルテ」についての検討

地域の情報を整理・分析し、現状を把握し課題を共有する手法として「(仮称)地域カルテ」の作成が効果的です。地域住民等が収集・調査した地域固有の情報と、行政の持つ客観的な情報（人口や世帯、安全や福祉に関するデータなど）を重ね合わせていくことで、地域の持つ特性や生活環境の水準を客観的に捉えることができ、地域活動への活用が可能となります。人口や世帯、安全や福祉、環境、産業など多岐にわたるテーマについて、政策形成に必要な情報やデータの整備と運用について研究するとともに、地域が「(仮称)地域カルテ」を作成するにあたっての情報提供等の支援方策について検討します。



## ② 「(仮称) 地域づくり計画」の検討

「(仮称)地域カルテ」を作成し、問題解決に向けて協力・連携して取り組む環境が整った地域では、こんなまちにしたいという想いをまちのビジョンとして描き、実現していくための手順や方法、時期等をまとめた「(仮称)地域づくり計画」を作成することが効果的です。地域は、この計画によって継続的にビジョンの実現に向けた取組みを進めることができます。合わせて、行政はこの計画を地域と共有し、必要に応じて行政計画や具体的な施策・事業に反映していくことも可能となります。このため、地域で「(仮称)地域づくり計画」を作成する際の支援方策や、行政における計画の取扱い、位置づけ等について検討します。

## ③ 「(仮称) タウンミーティング」の検討

行政は、地域での意見や固有の情報を幅広く聴取し、共有する場を整える必要があります。そこでは、行政計画はもとより地域で策定された計画や、具体的な活動を進める上で必要な各種制度等について、地域と行政が情報を共有し、意見交換を行うことで、課題の解決方を協議する場として発展していくことが期待されます。このような地域と行政による公式の協議の場として、「(仮称) タウンミーティング」の機能や仕組みについて検討します。

## (2) 行政組織・体制の充実・整備

地域に関わるさまざまな団体どうしが、地域課題を発見・共有し、解決に向かって取り組むことで、地域の自治力は向上していきます。行政においても、地域と協力・連携しながら、円滑な課題解決につなげる仕組みを構築する必要があります。したがって、行政の仕組みや組織を地域自治の視点から見直し、行政組織の横断体制や、さらには地域との窓口とその機能（相談、調整、協議など）について検討する必要があります。

### 取組みの方向

#### ①横断体制の整備

これまで、行政組織と地域組織の縦割りの関係は、特定の課題解決や時限的なプロジェクトを進める際には一定の効果をあげてきましたが、地域全体の総合的な課題や新たに発生する課題に対しては、行政組織の横断的な体制がないと、いわゆる“たらいまわし”になるおそれがあります。行政の各部局が、地域コミュニティに関する情報や課題を共有し、連携して対応できる体制を整えます。

## ②地域担当制（地域支援窓口）の検討

それぞれの地域は、歩んできたまちの成り立ちによって地域特性があります。そのことで、地域によって、ニーズや問題、取り組むべき課題の優先順位は異なっています。行政が地域特性に応じた対応をしていくためには、その地域についての情報や課題を把握するとともに、地域と行政をつなぐ窓口が必要になります。行政の地域課題への対応力を強化する手法としての「地域担当制(地域支援窓口)」について検討します。

## (3) 行政施策・事業の棚卸し

これまで行政と地域(団体)は、相互に支援したり協働したりしながら、地域の課題解決に向けて行動してきました。「自治基本条例」では、こうした本市の財産である「市民力」や「地域力」を「新しい公共」<sup>1</sup>という考え方のもとで、明確に位置づけたところです。したがって、今後、地域コミュニティの活性化や、「地域自治」を推進するにあたっては、その実現の段階や展開に応じた、効率的・効果的な事業の展開が求められ、行政が果たすべき役割について改めて考え、実践することが求められます。「新しい公共」の考え方を着実に実践していくためには、行財政の構造改革を一層進めることが必要です。

## 取組みの方向

### ①行政施策・事業の棚卸し（評価と事業仕分け）の実施

行政から地域（団体）を対象に行っている事業や支援はさまざまです。支援については、補助金などの資金提供だけではなく、職員の派遣や場所、情報の提供など、さまざまな形態をとっています。行政の施策・事業の中には、課題やニーズを詳細に把握している地域(団体)に委ねた方が、地域住民の参加・参画によって、効率的・効果的に実施できる可能性がある事業もあります。このため、地域や活動に関する既存の施策・事業の目的や内容などについて評価をする、いわゆる棚卸し<sup>2</sup>（仕分け）を行い、例えば、地域や民間で担える事業については委託や指定管理者制度を活用し外部化するなど、ふさわしい実施主体者についても検討します。

<sup>1</sup>新しい公共＝公共領域のサービスや課題の解決は、もっぱら行政で担っているのではなく、多様な主体が参画し多様な主体で支えられているという考え方。

<sup>2</sup>棚卸し＝一般的には企業等において決算や毎月の損益計算などのため手持ちの商品・原材料・製品などの資産の種類・数量などを調査し、評価すること。ここでは、こうした考え方を導入し、行政の事業等の見直しを図ることの意味で使用。

## ②公共施設等の有効活用

公共施設については、市民に有効に活用されるよう、今日的な視点から本来の設置目的や利用の制限、料金などについて見直し、地域自治を進めていくための拠点として必要な機能（情報、相談など）を点検するとともに、効果的なサービスを提供するために管理運営の主体についても検討を進めます。

### （４）職員の意識変革に向けた取組み

「自治基本条例」では、「市民自治」の実現は「地域自治」と「市政運営」の両輪で取り組むこととしています。このため、職員は市政運営に精通するだけでなく、地域の視点に立った政策形成能力がますます求められます。こうした政策は、机上の論ではなく、地域の最前線で活動している人たちや、サービスの受け手との対話を通して、より人間的な制度や仕組みに作り変えられていくものと思われます。また、日常の業務においても、職員一人ひとりが地域の視点に立って考え創意工夫することが必要です。こうした現場主義、つまり生活者の視点に立った政策づくりのできる職員育成のため、継続的に地域コミュニティに関する研修を行い、意識の変革を進めます。

## 2. リーディング・プログラムの設定

これまで示した考え方や取組みは、地域自治の実現の段階や展開に応じて効果的に展開していく必要があります。このため、相互に関連し複合化する課題については“リーディング・プログラム”として束ね、体制を整備したうえで重点的に検討を進めていきます。

### 取組みの方向

#### 「地域自治システム」についての検討

「自治基本条例」では、地域自治組織は地域の課題に対して主体的に協議し、解決に向けて取り組むため、自主的に形成するものとしています。市はこの組織に対し、いわゆる「人、モノ、金、情報」などの活動資源を提供するなど、円滑な運営ができるように、手立てを講じる必要があります。この取組みを効果的に進めていくためには、地域においては合意形成の仕組みを整えるとともに、行政においては地域と協議し双方向のコミュニケーション回路を整える必要があります。地域自治組織と行政の役割分担や組織体制、機能等を一連の体系—「地域自治システム」<sup>3</sup>—として捉え、地域特性に配慮した本市独自のシステムのあり方について、検討を進めます。

#### ○「地域自治システム」

- ・地域担当制（地域支援窓口）の検討
- ・行政組織・体制の構築
- ・行政施策・事業の棚卸し 等

<sup>3</sup> 「地域自治システム」＝「(仮称) コミュニティ基本方針」検討委員会の提言（平成 20（2008）年 12 月）では、自治基本条例第 12 条で規定する地域自治組織と市の講じるべき必要な措置について、今後の取組みの方向性等の一定の考え方が示された。今後、この考え方を基本にすえ、さらに詳細な検討を進める（資料編 45 頁参照）。

## 第5章 基本方針の推進にあたって

豊かな地域コミュニティは、そこに住み、学び、働く人たちが、共に暮らしていくための作法（地域コミュニティでの基本原則）のもとで、ゆるやかにつながり、寄り合っていく営みを積み重ねることによって、育まれ根づいていくものといえます。

この基本方針で掲げる5つの理念に基づく将来像は、市民や事業者、NPO、市など公共空間を管理運営する多様な主体者が協議し、協力、連携を図りながら持続的に取り組んでいくことで実現します。

このため、基本方針で示した考え方や取組みは、中・長期的な視点で進めていく必要があることから、「第3次豊中市総合計画」における後期基本計画（計画期間：平成23（2011）年度～平成32（2020）年度）に反映させることで実効性を確保し、「自治基本条例」の基本理念である「市民自治」の実現に向けて総合的に展開していくこととします。

# 資料編

## 1. 「豊中市コミュニティ基本方針」検討経過

### (1) 「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会

#### 【目的】

「(仮称)コミュニティ基本方針」に定めるべき事項について調査検討を行うこと。

(次頁 「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会設置要綱 参照)

#### 【委員名簿】

	名 前	所 属
委員 長	岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授
副委員 長	直田 春夫	(特活)NPO政策研究所理事長
	緒方 由紀	佛教大学社会福祉学部准教授
	上村 有里	赤ちゃんからのESD代表
	瀧山 政雄	ボーイスカウト豊中第5団RS隊長
	中右 吉信	豊中連合自治会会長
	中川 幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授
	藤井 加代子	永楽荘桜自治会会長
	山根 義時	ロイヤルコート豊中連合自治会会長
	渡辺 美代子	豊中市公民分館協議会会長

※五十音順、敬称略、所属等は平成20(2008)年12月1日現在

※任期は、平成20(2008)年6月27日～平成21(2009)年3月31日

#### 【検討経過】

回	開催日	議 事 内 容
第1回	平成20(2008)年 6月27日(金)	・「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会の発足について ・「(仮称)コミュニティ基本方針」の策定について ・今後の検討課題と進め方について
第2回	平成20(2008)年 8月19日(火)	・基本方針策定にあたっての市の考え方について ・地域コミュニティ活性化に向けた理念等について
第3回	平成20(2008)年 9月8日(月)	・地域意識の醸成と資源の発見について ・地域内連携について
第4回	平成20(2008)年 10月3日(金)	・相互理解の環境整備について ・行政の変革と協働・支援について
第5回	平成20(2008)年 11月6日(木)	・これまでの検討課題の全体を通しての意見交換 ・「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた提言の作成について
第6回	平成20(2008)年 12月1日(月)	・地域自治システム(案)について ・「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた提言(案)について
—	平成20(2008)年 12月26日(金)	「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた提言を市長に提出
第7回	平成21(2009)年 2月27日(金)	「豊中市コミュニティ基本方針」(素案)について(報告)

## ○地域自治システム作業部会

回	開催日	作業内容	出席委員
第1回	平成20(2008)年 11月13日(木)	自治基本条例で規定する「地域自治組織」と「地域組織に対する市の講じるべき必要な措置」についての方向性や考え方などについて整理する。	岩崎、直田 緒方、中川
第2回	平成20(2008)年 11月20日(木)	同上	岩崎、直田 中川

※地域自治システム作業部会の概要(43頁)を参照。

### 「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会設置要綱

**第1条** 「(仮称)コミュニティ基本方針」に定めるべき事項について調査検討を行うため、「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

**第2条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 地域活動にかかわる団体の代表者
- (3) 市民

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

**第3条** 委員の任期は、平成20年6月27日から平成21年3月31日までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

**第5条** 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

**第7条** 委員会の庶務は、政策企画部コミュニティ政策室において処理する。

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成20年5月19日から実施する。

2 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の召集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。



## (2) 庁内検討

## 【平成 18 (2006) 年度】

## ○コミュニティ研究会（政策検討委員会テーマ別研究会）

回	開催日	議事内容
第 1 回	平成 18 (2006) 年 12 月 25 日 (月)	地域の現状と課題について
第 2 回	平成 19 (2007) 年 1 月 16 日 (火)	地域の現状と課題について
第 3 回	平成 19 (2007) 年 2 月 6 日 (火)	基本方針 (案) の進め方について

## (メンバー)

行財政再建対策室長 人権文化部市民活動課長 政策推進部まちづくり支援課長  
環境部環境政策室長 健康福祉部地域福祉課長 教育委員会生涯学習推進室長  
政策推進部企画調整室企画調整担当主幹・都市経営担当主幹

## 【平成 19 (2007) 年度】

## ○(仮称)コミュニティ基本方針策定検討会議

回	開催日	議事内容
第 1 回	平成 19 (2007) 年 7 月 4 日 (水)	・今年度の進め方について ・委託調査について ・聞き取り調査の対象地域について
第 2 回	平成 19 (2007) 年 10 月 10 日 (水)	・経過報告 ・課題と施策の方向性について

## (メンバー)

行財政再建対策室長 人権文化部市民活動課長 環境部環境政策室長  
健康福祉部地域福祉課長 まちづくり推進部まちづくり支援課長  
教育委員会生涯学習推進室長 政策企画部企画調整室長 (事務局)

## ○調査研究

## \* 聞き取り調査

6 地域で、自治会や PTA、公民分館、まちづくり協議会などを対象に聞き取り調査  
(グループインタビュー) を行い、活動実態やニーズを把握。

## \* 先進事例調査

視察先：兵庫県宝塚市 三重県伊賀市 三重県名張市 高知県高知市

## 【平成 20（2008）年度】

## ○市民公益活動推進連絡会議（次頁参照）

回	開催日	議 事 内 容※
第1回	平成 20（2008）年 5月27日（火）	・市民公益活動推進連絡会議の部会の設置について
第4回	平成 21（2008）年 9月2日（火）	・「(仮称)コミュニティ基本方針」の検討状況について(報告)
第6回	平成 21（2009）年 2月3日（火）	・コミュニティ基本方針(案)について

※（仮称）コミュニティ基本方針に関わる案件のみ抜粋。

## ○市民公益活動推進連絡会議「(仮称) コミュニティ基本方針」検討部会（次頁参照）

回	開催日	議 事 内 容
第1回	平成 20（2008）年 6月12日（木）	・昨年度の取組みの報告 ・今年度の検討体制とスケジュール
第2回	平成 20（2008）年 11月4日（火）	・今年度の取組みの経過報告 ・今後のスケジュール
第3回	平成 20（2008）年 12月24日（水）	・「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた提言(案)について
第4回	平成 21（2009）年 1月26日（月）	・「(仮称)コミュニティ基本方針」(案)について

## 市民公益活動推進連絡会議メンバー

No.	部名	室・課名	職名	検討部会 メンバー
1	政策企画部長(議長)			
2	行財政再建対策室		室長	●
3	危機管理室		室長	
4	総務部	法務室	室長	
5		人材育成室職員研修所	所長	
6	人権文化部	人権企画課	課長	
7		男女共同参画推進課	課長	
8		文化芸術・国際室	室長	
9	政策企画部	企画調整室	室長	●
10		コミュニティ政策室	室長	●
11		とよなか都市創造研究所	所長	
12	環境部	環境政策室	室長	●
13		廃棄物対策室 減量推進課	課長	
14	財務部	財政課	課長	
15	市民生活部	商工労政課	課長	
16		消費生活課	課長	
17	健康福祉部	地域福祉課	課長	●
18		福祉事務所 障害福祉課	課長	
19		福祉事務所 高齢介護課	課長	
20		健康支援室 健康づくり推進課	課長	
21	こども未来部	こども家庭支援課	課長	
22		青少年課	課長	
23	まちづくり推進部	住宅課	課長	
24		まちづくり支援課	課長	●
25	土木部	土木総務課	課長	
26	市立豊中病院	事務局 病院管理課	課長	
27	上下水道局	経営部 総務課	課長	
28	消防本部	消防総務課	課長	
29	教育委員会	教育総務室 総務課	課長	
30		企画政策室	室長	
31		学校教育室 義務教育課	課長	
32		生涯学習推進室 地域教育振興課	課長	●
33	市議会事務局	総務課	課長	
34	豊中市伊丹市クリーンランド 総務課		課長	
35	豊中市箕面市養護老人ホーム組合 永寿園		参事	
36	(財)とよなか男女共同参画推進財団		事務局長	
37	(財)とよなか国際交流協会		事務局長	
38	(社福)豊中市社会福祉協議会		事務局長	

## (3) 地域自治フォーラム、市民意見交換会、地縁・住縁セミナー

## ○地域自治フォーラム

実施日・場所	内 容	講 師 等	参加人数
平成 20 (2008)年 3月 23 日(日)  生活情報センター くらしかん	「これからのコミュニティ」 ①基調講演 コミュニティの現状と課題、これからの地域コミュニティに期待される役割、行政の支援のあり方などについての講演。 ②パネルディスカッション 宝塚市と神戸市・竹の台の事例報告、調査結果を踏まえ、地域コミュニティと行政のかかわり方やこれからのコミュニティづくりの課題、豊中の実態に即した支援のあり方などについて意見交換。	[講師] 帝塚山大学大学院教授 中川幾郎さん [パネリスト] 国際育児幸せ財団理事 田中義岳さん 地域共生研究所所長 絹川正明さん 豊中市企画調整室職員	49 人

## ○市民意見交換会

実施日・場所	内 容	講 師 等	参加人数
平成 20 (2008)年 6月 5 日(木)  エキスタ とよなか	「(仮称)コミュニティ基本方針」の策定に向けて ①「(仮称)コミュニティ基本方針策定調査」の概要 ②検討体制とスケジュールの説明 ③参加者との意見交換	コミュニティ政策室職員	12 人
平成 20 (2008)年 8月 29 日(金)  庄内公民館	「(仮称)コミュニティ基本方針」の策定に向けた意見交換会 ①「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた取組みの状況(報告) ②意見交換会	[意見交換会進行] (特活)とよなか市民活動ネットワークきずな 理事・事務局次長 坂田慶子さん	18 人
平成 20 (2008)年 11月 25 日(火)  千里公民館	「(仮称)コミュニティ基本方針」の策定に向けた意見交換会 ①「(仮称)コミュニティ基本方針」策定に向けた取組みの状況(報告) ②意見交換会	[意見交換会進行] (特活)とよなか市民活動ネットワークきずな 理事・事務局次長 坂田慶子さん	24 人
平成 21 (2009)年 2月 23 日(月)  中央公民館	「コミュニティ基本方針」(案)の説明と意見交換	コミュニティ政策室職員	40 人

## ○地縁・住縁セミナー

実施日・場所	内 容	講 師 等	参加人数
平成 19 (2007)年 10 月 4 日(木)  生活情報センター くらしかん	「地域コミュニティと自治会・町内会の現状と課題について」 ～自治会・町内会などの地縁・住縁団体について、今日的な課題を共有し、その活性化や主体的な地域活動について参加者相互で考えませんか～  ①報告～今までの調査研究などから～ ②ワークショップ	[報告者] とよなか都市創造研究所 研究員 市民活動課職員	45 人
平成 19 (2007)年 11 月 16 日(金)  生活情報センター くらしかん	「自治会・町内会ってなんだろう??」 ～自治会・町内会と地域の課題を一緒に考えよう～  ①講義「豊中市の自治会の今日的な意義と可能性」 ～地域コミュニティの形成に向けて～  ②自治会・町内会の活動事例報告と意見交換	[講師、コーディネーター] 帝塚山大学大学院教授 中川幾郎さん [パネリスト] 千里市民フォーラム 加福共之さん 上野丘自治会 副会長 杉山澄江さん 豊中連合自治会 会長 中右吉信さん 寺内自治会 会長 大河原賢一さん	61 人
平成 20 (2008)年 6 月 14 日(土)  千里公民館	「自治会活動を活発にすすめるために」  ①説明「自治会活動への行政の支援策等について」 ②自治会活動事例の報告と参加者意見交換	[報告者] 永楽荘桜自治会 会長 藤井加代子さん	44 人
平成 20 (2008)年 6 月 19 日(木)  中央公民館	「自治会活動を活発にすすめるために」  ①説明「自治会活動への行政の支援策等について」 ②自治会活動事例の報告と参加者意見交換	[報告者] ロイヤルコート豊中連合自治会、ロイヤルコート豊中 式番館自治会 会長 山根義時さん	29 人

## (4) パブリック・コメント手続き

期 間	提出人数	意見件数
平成 21 (2009) 年 2 月 20 日～3 月 11 日	18 人	44 件

## 2. 地域自治システム作業部会の概要

### ○目的

自治基本条例第12条で規定する「地域自治組織」と「市の講じるべき必要な措置」についての方向性や考え方などについて、そのイメージ（青写真）を提示する。

(45頁参照)

### (1) 本市の市民団体の概況

○地域には、行政関係団体がおおむね小学校区をめやすに設置され、それ以外にも、自治会やミッション（社会的使命）を持ったNPO（ボランティア団体）が多数存在している。

○こうした多様で多数の市民団体があるものの、横断的なつながりにおいて、地域課題を共有化しにくい状況にある。

- \*自治会・町内会（平成20(2008)年4月末現在 50.9% 約500団体）
- \*公民分館（41）や校区福祉委員会（38）など行政関係団体
- \*まちづくり協議会（研究会）のような条例による地縁組織（3協議会）
- \*ボランティア団体やNPO（法人数：約80 任意：500前後－推定）

### (2) 論点と検討のめやすの設定

#### ○論点

豊中市は、地域特性が顕著に見られ、また、各種団体等における組織形態や成り立ちに多様性がある。地域課題の共有と解決にあたって、どのような段階的自治システムを想定し、地域自治を形成していくことができるか。その道筋を明らかにする。

#### ○検討のめやすの設定

検討にあたっては、一応のめやすとして、地域の状態を4つの段階に分類し、その過程を想定しながら進めることとする。（詳細の内容については45頁のとおり）

### (3) まとめ

#### ①基本的な考え方

- 地域自治の活動は自発的・自主的・民主的な活動を尊重すること  
地域のニーズに応じて自発的・自主的な活動への支援や協働を行い、地域住民等の主導のもとで地域自治組織を形成していく。
- 組織間の緩やかなネットワークから総合的な地域自治の状態までを想定すること  
自治会、公民分館、NPOなど地域の既存の組織を尊重しつつ、緩やかに結びついた（ネットワーク）連合体から、より公式的な状態までを想定する。
- 市はその段階や特性に応じて適切な施策を行うこと  
市は、地域の自治組織の形成に向けて全市一律に施策を展開するのではなく、地域の多様性や地域特性を配慮しつつ、段階に応じた施策を検討・実施する。

#### ②地域自治組織の段階と取組みのイメージ（案）

次頁のとおり

#### (4) 地域自治システムを実現するにあたっての残された課題

地域自治システムについてのイメージについては整理したが、次のことについてさらに詳細な検討が必要である。

- 地域自治組織の要件・役割・権能について
- 地域自治組織に対する段階的支援策等について
- 既存の市の条例、制度等との関係について
- 市の組織・体制のあり方について
- 地域担当制の役割、範囲について

■地域自治組織の段階と取組みのイメージ (案)

団体相互のつながりの度合い

段階	地域コミュニティ・自治の状態等	必要な取り組みや市の施策	主な論点	作業部会の意見概要
1	<p>1. 状態 地域全体としての目標を特に持たない状態で、断片的に存在している状態。行政の所管部局との関係がある。また、地域活動に関わりをまったく持たない人もたくさんいる状態。</p> <p>2. 成立要件 -</p> <p>3. 範囲 概ね小学校区までの範囲を超えない程度</p> <p>4. 形態 ・行政的団体（行政が事務局を持つなど）→ 公民分館、校区福祉委員会、こども会、防災・防犯、PTAなど ・任意又は公式の自発的団体 → 自治会、まちづくり協議会、NPO・NGO、ボランティア団体など、 ・企業、事業所</p> <p>5. 役割 基本的にはそれぞれの組織が、それぞれの役割を果たすために完結した活動をしている。</p>	<p>○人と人、人と地域との関係づくり ・コミュニケーションの機会づくり ・地域に関心を持つきっかけづくり など</p> <p>○地域活動の担い手を発見し育てる仕組み・環境づくり</p> <p>それぞれの部局が、地域団体の事務局機能や連絡調整を行う。 行政事業の目的を達成するために、それぞれのコミュニティ観のもとで、それぞれの手法で業務を実施。</p>	<p>○地域への関心 ○団体のつながり</p>	<p>*全体を通して「豊中スタイル」の提案 ○地域の特性や気運、熱度などに応じて、パターンが多様性が確保されること。先行自治体事例にある、行政主導のもとで、例えば小学校区に画一的なモデルを短期間に立ち上げるのは非現実的である。</p> <p>*地域自治組織について ○自治基本条例でいう「地域自治組織」は当面は段階3を目標とする。 ○段階4は法人化の段階。地域によっては4まで進むこともあるという長期的な考え方。豊中市の現況を考えると緊急性に乏しい。</p>
2	<p>1. 状態 地域全体の目的・目標は持たないが、各団体が、相互のプロジェクトへの参加をし、適宜情報の交換を行っている。出入り自由な緩やかな連携あり。</p> <p>2. 成立要件 特になし。時限的。プロジェクト型で明確な課題設定のもとで活動が行われことがある。</p> <p>3. 範囲 特にめやすはないが、小学校区までの範囲で行われている。</p> <p>4. 形態 「段階1」の団体が、必要に応じて「実行委員会」「〇〇プロジェクト」を形成する。</p> <p>5. 役割（活動） それぞれの組織が、それぞれの事業を成立させるために、他の組織と連絡・調整・連携等を行い必要な資源を調達する。</p>	<p>○多様な団体の交流と情報交換の促進 ・活動報告会、NPO 等との分野を越えた交流会など</p> <p>○連携を支援する仕組みの整備 ・情報提供・相談・コーディネート事業など ・地域担当制（行政の地域課題への対応力を強化）</p>	<p>○地域自治システム ・地域担当 ・地域カルテ ・タウンミーティング</p> <p>○行政の組織・体制（・地域担当など） ○包括補助金制度 ○職員の意識改革 ○行政施策の総点検 ・事業の仕分けなど</p>	<p>○地域別、分野別、世代別代表性が必要。団体がベース。 ○地域自治組織は住民全員が構成員の公共的組織。 ○地域自治組織には、地域計画を作成し市の総合計画に反映することができるなど一定の権限などが必要。 ○段階3では公園の管理や施設の管理を請け負うなど、団体を運営できる収益を確保することが必要。</p> <p>*地域担当制について ○行政は単なる御用聞きではない。役割と範囲をさらに明確にすることが必要。 ○地域担当制を実施するには地域自治システムや担当のミッションなどについての研修が必要。 ○1～2の段階は専任が望ましい。2～3の段階では兼務にして、全部局がかわるような仕組みが必要。 ○小学校区より大きいブロックでの配置。例えば公民館など市民に身近な既存の施設・機能を再編することで活用。 ○人材バンク制度—地域の財を派遣したり、地域マネージャーを地域住民から公募、事務局員としての雇用検討。</p>
3	<p>1. 状態 地域全体の方向性（課題）を共有し議論できる。また、共通の課題に対して解決のための決定や自主的な事業を実施している。団体相互の関係は「段階2」に比べて安定的。</p> <p>2. 成立要件 継続的組織（プロジェクトのような時限的なものではない）</p> <p>3. 範囲 概ね小学校区までの範囲を超えない程度。「〇〇連合」、「〇〇協議会」形式で繋がっている。</p> <p>4. 形態 各分野の組織の代表者等で構成された機能と運営を補佐する事務局的功能で構成される。組織規約等を持つ。</p> <p>5. 役割（活動） 地域課題の設定、共有をして地域計画を作成する。その計画に基づき事業やその優先順位、実施主体を市に提案し、市は提案に基づいて実施計画に搭載をする。総合計画や都市マスタープランなど、計画策定過程に参画している。こうした活動を通して、地域内での課題を設定、共有し、解決に向けた活動を行っている。また、行政事業（施設や公園の管理など）を受託したり独自に収益活動を行う。</p>	<p>○地域全体の課題を発見・共有、意思決定するための場や仕組みづくり</p> <p>○地域全体で課題に取り組むための支援 ・人的、資金的支援など</p> <p>○タウンミーティング等による行政との協議、意見交換</p> <p>○事務局機能の充実→組織自立化のための収益活動—行政事務の外部化など</p>	<p>●ユーザーである、住民や地域等の意見を聞きながら、別途詳細な検討が必要</p>	<p>*既存の支援制度について ○各部局の条例、制度など、効果的な施策展開の視点から発見的見直しが必要。</p>
4	<p>1. 状態 地域自治区制度のようなもので、公式化された組織。地域内分権の主体。近隣政府的なイメージ。</p> <p>2. 成立要件 地域自治が可能な一定規模の広がりやまとまりを持ち、地域住民の意向を反映するための民主的な組織運営が行われていること。また、地域の公共的団体やNPOなどと連携していること。</p> <p>3. 範囲 「段階3」の地域連合・地域ブロック（小学校区の範囲を超える広域）</p> <p>4. 形態 各分野の活動組織の代表者などで構成された意思決定機関と、運営をコーディネートする事務局で構成される。</p> <p>5. 役割（活動） 総合計画に掲載する地域計画の策定とそれに基づく事業実施、地域情報の提供、地域の合意形成など。地域計画に基づき、一定枠の予算を議会の議決を経て配分。事業の決定、予算執行（事業実施）までを行う。</p>		<p>○公式化→法人化 ○地域自治組織と、市政運営（議会、行政）との関係性について</p>	



### 3. 基礎資料・データ

#### (1) 地域資本（人的資本）

団体・委員等の名称	目的	沿革	市内の状況	行政との関係
自治会 (町内会)	○親睦と共通の地域課題の解決をめざす	○1940年 市町村行政の下部組織化（部落会町内会等二関スル訓令） ○1947年 GHQによる廃止（ポツダム政令15号）により任意団体となる	・513団体、84,260世帯加入、組織率50.9%（2008年4月現在） ・28の連合自治会	・所管：政策企画部コミュニティ政策室 ・自治会活動災害保障保険や自治会掲示板の配布など
自主防災組織	○相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震等の災害による被害の防止と軽減を図る	●災害対策基本法 ○1995年から自主防災組織結成に向けての働きかけと育成を行っている ○1999年から防災まちづくり講座を開催	・152組織123,929世帯（2007年3月現在）	・所管：危機管理室 ・各小学校に防災資機材を整備
防犯協議会	○市民の防犯意識を高め、効果的な防犯活動を推進することなどにより、民間防犯活動の発展を図る	○地域住民や企業・団体等の防犯委員によって自主的に組織された団体。各地域で地域の実情に応じた活動を行っている	・豊中警察署、豊中南警察署管内に各1団体	・所管：豊中警察署、豊中南警察署（市の窓口は危機管理室） ・補助金
老人クラブ	○高齢者自らの健康づくり、仲間づくり、地域社会への奉仕活動などの社会参加を通じて生きがいのある日常生活を送る	●1963年老人福祉法 ○1994年新ゴールドプランで、高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけられる	・豊中市老人クラブ連合会に180団体、12,808人（2007年3月現在）	・所管：健康福祉部高齢介護課 ・補助金
民生・児童委員	○社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って支援等を行うことにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざす	●民生委員法 ○1917年済世顧問設置規定が民生委員制度のルーツ。都道府県内の行政区域を基本として篤志家を選抜して知事が委嘱、貧困者に対して、物心両面からの支援活動を行う	・561人（2007年3月現在） ・豊中市第1～第4地区の民生・児童委員協議会で連合会を組織	・所管：健康福祉部地域福祉課 ・厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員 ・活動委託料
校区福祉委員会 (社会福祉協議会)	○身近な福祉問題の解決や、子育てや世代間交流などふれあい事業を実施し、個別支援活動や福祉のまちづくりを促進する	●社会福祉法(社会福祉協議会) ○豊中市社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された民間の自主的な団体	・38団体（41小学校区） ・小学校区ごとに結成 ・各校区福祉委員会の会長会 ・ブロック懇談会	・所管：豊中市社会福祉協議会（市の窓口は地域福祉課） ・社会福祉協議会への賛助会費の一部を校区福祉委員会に還元 ・委託・補助金
こども会	○遊びや体験を通じて社会性を身につける	●児童福祉法 ○1951年児童福祉法改正により児童の余暇の生活指導の必要性から厚生省が奨励	・小学校区ごとに地区委員会 ・豊中市こども会連合会に29団体、1,829人（2007年3月現在）	・所管：こども未来部青少年課 ・補助金
まちづくり協議会	○住民の発意による地域の住みよいまちづくりを推進する	●豊中市まちづくり条例 ○住民発意によるまちづくりの初期支援として1994年に「まちづくり条例」を制定し、技術的・財政的支援を進める	・3地区（豊中、岡町、曾根 各駅周辺）で協議会を組織	・所管：まちづくり推進部まちづくり支援課 ・豊中市まちづくり条例に基づき市長が認定 ・補助金
消防団	○郷土愛護と社会奉仕の精神に基づいて、火災をはじめとする各種災害の防除に従事し、地域の安全に寄与する	●消防組織法 ○1894年消防組規則 ○1947年消防団令 ○1948年消防組織法、現在では任意義務設置となっている	・14分団529人（2006年4月現在）	・所管：消防本部消防総務課 ・非常勤の地方公務員 ・報酬
公民分館 (公民館)	○地域に根ざした市民主体の社会教育活動を推進し、地域住民が気軽に参加できる社会教育機関としての役割を果たす	●社会教育法(公民館) ○1948年中央公民館設置 ○1949年公民館活動を地域に浸透普及するため公民分館制度を導入、現在公民分館は41館ある	・小学校区ごとに設置（41校区） ・4ブロック協議会	・所管：教育委員会中央公民館 ・分館長は教育委員会から委嘱を受けた非常勤の地方公務員 ・補助金
地域教育協議会 (すこやかネット)	○人間関係・コミュニケーション能力を育てる活動を通して、学校・地域・家庭の連携を深め、地域全体の総合的な教育力の活性化をめざす	○1999年大阪府社会教育委員会議によって、家庭と地域社会の教育力向上のため、教育コミュニティづくりの推進について提言がなされた。それを受けて、2000年市内中学校区に設置されている地域教育協議会に対して「交流会」「連絡会」の実施や拠点の整備についての支援を実施	・中学校区ごとに設置（18校区）	・所管：教育委員会地域教育振興課 ・補助金
青少年健全育成会	○自主的に非行防止などの活動を推進し、青少年の健全育成に寄与する	○1965年小学校補導推進会、中学校補導推進会の結成 ○1971年統一され、1985年「豊中市青少年健全育成会」に改組	・1,973人（2007年3月現在） ・中学校区青少年健全育成会と青少年健全育成協議会で組織	・所管：教育委員会青少年補導センター ・補助金

●：国および市の法律や条例等が根拠となっているもの。

## (2) 第3章 取組みの事例に関する解説（内容、イメージなど）

1. 人と人、人と地域の関係づくり		
①	地域資源マップ	地域資源を地図上に落とし、地域をよく知ることによって、関心や愛着を高める。 *例えば、泉丘小学校区では、公民分館とボランティアサークルなどが協力してバリアフリーマップ「ゆうゆうマップ」(地域の医者、救急医療、店舗、遊び場、危険箇所などの施設を紹介したもの)を作成している。
	地域探検ツアー	市内を子ども達とともにまち歩きをし、子どもたちにまちへの関心をもってもらう。 *例えば、ESD とよなかでは、子ども達と大人が共に千里ニュータウンを探検し、どんな発見があったかを発表し合うワークショップを開催している。
	地域活動の紹介・啓発パンフレット	地域の活動の先進事例を紹介したり、行政の支援策を紹介するなどしている地域活動の冊子やパンフレット。 *例えば、豊中市では、「自治会ガイドブック」等を発行している。
②	地域円卓会議(ラウンドテーブル、井戸端会議) (2. 団体のつながりづくり(1)①、(2)①で再掲)	自己紹介から始まり、気軽な世間話を通じて、さまざまな世代の人が知り合い親睦を深めるきっかけづくりを行う場。 *例えば、永楽荘桜自治会は平成 19 年度から開催。周辺の自治会にも呼びかけている。
	親睦行事や交流イベント	夏季ラジオ体操の開催や夏祭り、年末もちつき大会等、子どもから大人まで楽しめる行事を通じて、会員相互の親睦を深める。
①	地域デビュー実践講座	会社を退職した団塊の世代が、地域活動に参加しやすいよう地域づくりの知識や技術を学ぶ場としての講座。
	地域通貨、地域活動ポイント制	地域貢献活動に対して通貨という形で感謝を表しインセンティブを高める役割をもつ。
②	地域リーダー研修・講座	地域づくりを担うリーダーの条件や役割に関する研修・講座。
	地域コーディネーター養成(2. 団体のつながりづくり(1)②で再掲)	次世代の地域づくりの担い手のコーディネート力を高めるための研修・講座。また、研修や講座で得た人脈を実際の地域づくりに活かすこともできる。
2. 団体のつながりづくり		
①	地域課題セミナー	地域でどのような課題があるのか、ワークショップや意見交換をすることで相互理解を深める。
	活動報告会、異分野・異業種交流会	自分達の活動を報告し合い、地域・分野・業種を超えた交流会を開催することによって、新たな人脈を形成し地域づくりに役立てる。
①	住民アンケート	地域に関する情報や意見など、広く住民の声を聞き、地域のニーズや課題の把握に活用する。
	地域の課題共有の場や仕組み(「(仮称)地域カルテ」の作成など)	地域全体の課題や方向性について、それを共有し意見交換ができる場や仕組み。例えば、「(仮称)地域カルテ」(本編 29 頁参照)等の手法を使いながら、地域の生活環境等の状況や問題点をわかりやすく把握する。地域の合意形成を行う前段階の状態。
②	地域における合意形成の仕組み	複数の地域団体等が参加し、地域で共有された課題に対して、解決に向けた合意形成や意思決定、必要な事業展開を行うための仕組み。

3. 地域活動のための環境づくり		
(1) ①	地域コミュニティ紙(広報紙)	自分達の活動やイベントの広報、地域の情報を住民に知らせるために、地域団体同士が連携し、共同で広報紙を発行する。 *例えば、新千里東町では、自治会連絡協議会、公民分館、校区福祉委員会、防犯支部が情報を1つの広報紙にまとめて発行している。
(1) ②	ホームページの作成	ホームページ作成のための基礎的な IT 技術を提供するとともに、さまざまな情報媒体とその活用の方法についての講座等を開催する。 *例えば、新千里東町ホームページでは、町内の団体情報とともに定期的活動や日々発生している「住民が知りたい」「住民に知らせたい」情報を案内している。SNS(ソーシャルネットワークサービス)「マチカネっ人」では、インターネット上で地域のお店情報やイベント情報を提供し、市民同士のコミュニケーションや情報共有を行っている。
	ICTの活用(地域SNS、ポータルサイトなど)	
	ケーブルテレビ、コミュニティFM	
(2) ①	公共施設等の有効活用方策 (3. 地域活動の環境づくり(2)②で再掲)	設置目的や利用の制限、料金設定等の見直しや、管理運営主体についての検討。
	地域の集会施設の相互利用	施設の管理運営団体の活動範囲を超えて広く相互利用したり、施設の情報を住民に広くPRしたりする。 *例えば、阪急豊中駅岡町駅周辺の9施設(地区会館や自治会館)は、「集会施設の相互利用に関する協定」を締結し、施設の利用者や地域住民に向けた施設情報リーフレットを発行している。
	施設情報の提供	
	気軽に立ち寄れる場(サロンの創出)	商店街の中や街角に、市民サロンや子育てセンター、用事がなくても気軽に立ち寄れる自由空間ができると、そこから新たな活動が生まれ、ネットワークが形成される。 *例えば、新千里東町の近隣センター内には、住民が運営する「ひがしまち街角広場」があり、毎日多くの人が出入りし、交流することによって、新しい市民活動が生まれたり、市民のネットワークの中心になっている。
(3) ①	組織マネジメント講座	目的の共有の仕方やリーダーシップの条件、事業計画と予算の作成、イベント企画の仕方、助成金の獲得方法、情報交流の仕方、プレゼンテーションなどについての講座を開催し、組織の運営管理能力を高める。
(3) ②	コミュニティ・ビジネス講座	地域の人材やノウハウ、施設、資金の活用の仕方、地域における新たな創業や雇用の創出の仕方に関する講座
	行政の事務事業の外部化	行政の既存の事務事業を見直し、委託や指定管理者制度などを活用し、地域に事業を委ねることなどを検討する。
	市民公益活動推進助成金の活用	市民公益活動を行う団体が、自立的に発展することをめざして、市民公益活動事業に必要な経費の一部を市が助成するもの(「市民公益活動推進条例」)。

## 4. 検討委員会・市民意見交換会等の意見概要

(検討委員会、市民意見交換会等の意見を、本編の内容に沿って分類・編集したものです。)

### 第1章 コミュニティ基本方針策定の趣旨

#### 1. コミュニティ基本方針策定の趣旨

##### ■検討委員会での意見

- ・財政不足などの市役所資源の限界を出発点にするのではなく、市民や地域からの必要性を出発点とするべきである。
- ・地域の組織力があがれば、行政に対するコントロールが強くなり、行政の責任が重くなる。これからは、パブリックマインドを持った市民と、シビルマインドを持った職員を増やすための改革が必要である。
- ・「これからは地域でやってもらう」と、何でもコミュニティに投げられるのが一番怖い。豊中市が、豊中に住む人びとのセーフティーネットを今後も維持することが前提である。
- ・コミュニティだけですべての人や社会の問題が解決するわけではない。地域には、コミュニティやアソシエーション、企業の活動などが入り混じっている。
- ・今ある地域課題に対してどうするのかという、具体的で分かりやすいものを打ち出してほしい。
- ・今後の方針の策定にあたっては市民にも分かりやすい表現にしてほしい。

##### ■市民意見交換会等での意見

- ・なぜ方針を策定するのか、市民や地域に期待することは何なのか、ということを明らかにしてほしい。そこから皆で目標を共有し、できることとできないことを仕分けしていけばいいのではないか。
- ・コミュニティについて議論する時、課題や問題点というマイナス面ばかりでてくるが、プラス面を考えて夢を語る議論もしていきたい。
- ・コミュニティについて考えることで、地域のさまざまな主体も行政も共に新しい視点を持つことができる。

#### 2. 豊中市の現況

##### ■市民意見交換会等での意見

- ・家族というものが崩れてきたから、コミュニティを考えることが必要になってきたと考えられる。この家族の崩壊という問題は、大変なことであることを皆が認識しないとイケない。
- ・他市の私立小学校に通学している子どもも多く、子どもも含めて地域の関係が希薄化している。
- ・震災を経験した人は連携の大切さを知っているが、若い人、新しく住人になった人は地域につながりを求めている。

- ・賃貸マンションの住民の中には、地域のことが分からないし、できれば関わりを避けたいという人もいるのではないかと。
- ・昔は自治会がいろいろな活動をしていましたが、校区福祉委員会などの組織が独立していくことで、自治会の活動がなくなり、魅力がなくなってしまった。
- ・活動の担い手の高齢化が進んでいるが若い人はなかなか参加してくれず、後継者がでてこない。次の会長が決まらず、解散した自治会もある。
- ・昔はPTAから自治会に入る流れがあったが、校区福祉委員会ができたことで、そちらに人が流れている。
- ・自治会は、書類の配布や会費集めが大変だ。共同募金や社会福祉協議会の会費の集金もあり、それがいやだという声もある。
- ・リーダーシップをとる人がいない。役員を引き受けてもパソコンが使えないと苦労する。
- ・地域の組織が多く、常に同じ役員が掛け持ちで動いているのが現状で、活動すればするほど同じ役員に負担がかかる。
- ・個人情報保護の関係で、独居高齢者の情報などは、本人から民生・児童委員などに申し出てもらわなければ分からない。必要な情報が集まらず、見守りや災害時対応に課題が残る。
- ・高齢者に援助を差し伸べる体制は整いつつあるが、近所に状況を知られることをためらうなど、手助けしてほしいというニーズの方が生まれてこない。
- ・独居者本人が個人情報の提供を拒んでも、その身内は自治会などによる見守りが当然のことと思っているようで、認識にギャップがある。
- ・個人情報保護を尊重するのは当然だが、あまりにも優先することで会員名簿作りに苦労している。
- ・新しい団地には、表札をあげない人が1割くらいいる。

### 3. コミュニティ施策の沿革

#### ■ 検討委員会での意見

- ・市のコミュニティ政策の沿革と合わせて国の政策にも触れてはどうか。本来、コミュニティ施策は国ではなく市町村レベルで考えられるもの。そういう危機感をもって自治体の先導的な役割を書く必要がある。

## 第2章 地域コミュニティの将来像

### 1. 定義と範囲

#### ■ 検討委員会での意見

- ・基本方針をだれにとっても分かりやすいものにするためには、あえて「地域コミュニティ」と「コミュニティ」を使い分けられない方がよい。
- ・豊中市は、地域によって考え方や活動内容などが違うので、「コミュニティ」の前に「地域」をつけてもよいのではないかと。

- ・地域コミュニティの基本構成要素に「地域感情」を入れると、「排他性」を喚起してしまうので、代わりに「総合性」を入れた方がよいのではないかな。
- ・これからのコミュニティを考えるには、過去の歴史、現在を踏まえたうえで考える必要がある。
- ・これからのコミュニティは「豊中らしさ」にこだわりたい。学説的に定義を並べるのではなく、地域性や特性を表現するような定義ができれば。
- ・「豊中らしさ」といっても地域は歴史的背景、文化、環境がそれぞれ違う。一つに集約するのは難しいのでは。
- ・公民分館活動などをみても、小学校区を範囲とするのが分かりやすくて適当だと思う。
- ・大きな地域では住民自治を行うには広すぎて背負えない。皆で一緒にやっていたら範囲を考えると、小学校区よりも大きくしない方がよい。ただ、範囲があまり小さいと、大きなことはできないし人財を見つけるのも大変である。
- ・子どもが小学校に入学してから小学校区を意識し始めたが、全市レベルで活動している人もいる。なぜ範囲を設定しないといけないのか。
- ・NPO などテーマ型で活動をしている人は、町丁目から全市レベルまで広がって活動しているので、小学校区では狭いかもしれない。幼稚園と保育所の一元化や小中学校の連携教育も言われているので、中学校区のみとまりも捨てがたい。また、小学校区では、少子高齢化が進んでいけば、次の担い手が見つかるかどうかという問題もある。

#### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・課題を見つけた時に、小さな単位だと取り組みやすい。大きすぎると意見集約が難しい。

## 2. 地域コミュニティの将来像

#### ■ 検討委員会での意見

- ・コミュニティは「生きた教育現場」。多世代、多文化、多分野が共生していくためには、認め合い学び合う姿勢が大切であり、その中での「次世代育成」が基本となる。
- ・地域全体としての活性化や安心・安全をめざしていくことも必要だが、地域から排除されたり、なかなか地域とつながりを持ってない立場の人たちのことを第一に考えないといけない。そういう意味で「人権」という視点も大事である。
- ・社会的に援護が必要な人や外国人などの少数派への視点も必要だ。

#### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・地域に住む皆が笑えるようなまちにしていけないといけない。
- ・住んでよかった、住み続けたいと思えるような地域づくりをしたい。

## 3. 地域コミュニティの基本原則

#### ■ 検討委員会での意見

- ・これからは地域性、透明性、公開性が大事だ。きめ細かく、透明性と公開性を持たせたら、地域への関心が高まってくる。リーダーの養成をきちんとすれば、まだまだ人が出てくると思う。

- ・コミュニティでは皆が対等という考え方が必要。「長幼の序」「人の世話をしてくれる人には頭をさげる」ということがコミュニティのルール。
- ・コミュニティは自らが意思決定をし、誰もが参加できて役割を担うことができるオープンなものであるべき。
- ・地域自治の仕組みができて、活動にかかわらない人がなくなることはないだろう。ただ、団体の会員でなくても、事業にかかわるのは構わないという、オープン性は必要だ。

### 第3章 地域コミュニティの活性化に向けた取組みの方向

#### 1. 人と人、人と地域の関係づくり

##### (1) 人と人、人と地域のつながりづくり

###### ■ 検討委員会での意見

- ・自治会の組織率がどんなに高くなっても、自治会に入らないという人は絶対に入らない。
- ・地域でつつい取り残されてしまったり、地域とつながりを持てなかったりする人をどうしていくかが大事である。
- ・イベントや親睦行事、ラウンドテーブルなどを通して多様な世代が交流し、それが地域のきずなになっていく。
- ・集合住宅の住民は地域とあまり関わりを持たない場合が多いが、地域の一員として地域活動に巻き込むことが必要である。
- ・地域に関わる意義・メリットは、「自分たちで自分たちの地域の環境を守っていく」「安心・安全」「友達ができる」ことだと思う。
- ・自治会の役をすることができない高齢者は退会せざるをえない。でも、今まで一緒に活動してきたのだから、退会後も自治会がその人をフォローしていこうという声がある。
- ・自治会は、やめる人や入らない人なども含めて、すべてをサポートするものだと思う。

###### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・同じ地域に住んでいても付き合いがほとんどなく、互いに助け合うという意識が薄れてきているが、高齢者世帯が増えているなかで、緊急時などに頼れる「ご近所」があればと思う。
- ・今までの地縁型のスタイルでは、マンション住民は入りづらい。テーマ型のコミュニティをつくって交流を図るなど、自治会に入らなくてもつながれるような仕組みが必要。
- ・マンションや新しい住民は自治会に入らない人が多く、高齢化も進んでいる。行政から加入の呼びかけをしてほしい。
- ・賃貸住宅には、地域活動の世話をしてくれる人がいない。
- ・自治会などの地域活動に関わることの意義やメリットが分かりにくくなっている。
- ・顔見知りになることやコミュニケーションが密になることをめざして、盆踊りなどの親睦行事に力を入れている。
- ・何らかの組織ではなく隣近所の間関係が、最後のセーフティネットになる。

- ・地域にはいろいろな利害関係者がいるので、基本となる信頼関係がないと地域は成り立たない。
- ・古くからの住民と新しい住民、高齢者と若い世代が知り合う場としてラウンドテーブルを開催している。
- ・新しくできた分譲マンションの管理組合にPRすることで、自治会をつくる運びとなった。
- ・マンションには自治会がないので、管理組合の理事会に自治会の機能を兼ねてもらい、そこを窓口にして、地域活動の連絡などを回している。
- ・自治会で子どもたちの交流イベントを実施するときは、自治会に入っていない子どもの参加も認めているが、そのことを快く思わない人がいる。
- ・初めは、参加者が少なくても、辛抱強く続けることが大切。
- ・自治会活動をする時には腕章をつけてもらい、「自治会ってこんな活動をしているんだな」と、住人が見て分かるようにしている。
- ・働いている人には地域の活動が伝わっていない。活動成果を見せる工夫も必要。
- ・子どもたちにも地域での活動がよく分かるように、早い時間帯に子どもも参加するパトロールを実施して、子どもたちどうしが出会える場を提供したい。
- ・男性会員の多くは会社人間だったので、退職後も地域への関わり方がわからず、なかなか動いてもらえない。
- ・団塊の世代の男性を対象に、新たな自分を発見してもらおう場所として、「大人の教室」を始めている。地域活動へのきっかけづくり、生きがいをテーマに実施している。
- ・キーワードは「子ども」。子どものための行事をいろいろ行っていると、子どものいる親も「地域の人にお世話になっている」という感覚を持つ。そこから、PTAや地域のいろんな行事に協力していこうかと広がっていく。
- ・市の施設などを近所のグループで見学し、地域の環境などについて知ることを通して、地域の意識をつくり、連帯を高めていこうと思っている。
- ・自治会の勧誘に行くと、メリットは何かと問われるが、メリットは求めるのではなく、自分自身が、みんなと一緒につくっていくものだと思う。
- ・高齢になったから自治会をやめるとい人もいるが、高齢だからこそ自治会に入っておくべきではないか。そのような人たちを自治会がつかないでいかないと意味がない。
- ・自治会の会員を大切にし、自治会のメリットを感じてもらえるように活動を充実させている。
- ・地区の財産としての会館を、自分たちで守っていかなければならないということが、皆がまとまる根本になっている。
- ・自治会の役割は世代を越えたつながりの強化と向こう三軒両隣から始まる「思いやり」と「互助」の輪である。
- ・個人がコミュニティに参加する際のハードルが非常に高いので、そのハードルを下げる役割を市にしてほしい。転入者をまちに融和させていくような接着剤のようなものを形としてつくってもらいたい。



- ・住民一人ひとりが、地域に対して「自分のまち」と当事者意識を持てるように方向づける支援をしてほしい。

## (2) 「人財」の発見と育み

### ■ 検討委員会での意見

- ・豊中市は地域の人財に恵まれ、行政は地域組織を乱立させてきたが、もう組織・人財の無駄遣いはやめるべきである。
- ・人財を登用しやすいような仕組み、地域デビューしやすいような仕組みをいかにうまくつくるか。年齢に応じた地域への参加の窓口、多彩な窓口を作っていくことが大事である。
- ・「子ども」をキーワードにすると多様な世代を巻き込みやすい。
- ・若い人たちを地域にどうマッチングしていくか。活動の場を提供し、役割を担ってもらう仕掛けも大事。
- ・少し範囲を広げると、地域には若い人たちもいる。その人たちが参加できるような仕組みがないと、大阪市周辺の住宅都市として豊中が存続できなくなってしまう。
- ・個人がいきなり地域に関わるのはハードルが高いため、たとえばテーマ別団体の活動に参加するなど、ワンクッションおくことで地域に入りやすい。
- ・PTA から始まって、次に公民分館、校区福祉委員会など、地域の中で人財の登用の流れができていく。そういう流れを制度化することも考えられるのでは。
- ・人財の発見には個人が持っているネットワークの本数を増やすことが一番。お互いが出会える場や機会をつくっていけるかだと思う。
- ・何もしないで手をこまねいているのではなく、発想を転換し、性別、国籍、世代を超えて人財をどう見つけていくか、行動を起こしていくことが大事。
- ・年3回全戸配布している新聞で地域ボランティアを募集したり、PTA 活動に参加してくれる若い人たちに、地域での人財育成の流れに自然に入ってもらえるようなシステムをつくったりしている。
- ・同じ人が役員をしているとマンネリ化してくるので、輪番で役員をするという方針に変えた。同じ人でなく全員が役員になることで、いろいろな能力のある人が出てきた。
- ・「具体的な役割と期日を設ける」「活動をした人にはスーパーのポイントのようなメリットがつく」などの工夫が必要。子育て世代には「子ども」をキーワードに、それより若い世代には「ポイント制」が効果があると思う。
- ・退職を迎えた団塊世代には、個人の持っている能力等を活かせる団体や活動を紹介するような人が必要ではないか。何を求めてここに住んでいるのかを具体的に聞きだしていくなかでつながりができないか。
- ・地域の中のいろいろな団体で、リーダーシップのとれる人を何人か育てていこうということも話し合っている。
- ・リーダーシップの条件は皆に選ばれ、皆に好かれる、皆に幸せの波長を送れる人。

- ・組織と組織の間に入ってお互いの組織がどのようなことをしているのかを知らせ、コーディネートできるような人を育てていかないといけない。
- ・古い体質や仕組みの中で、若い人財を発掘しても活かすことができない場合がある。
- ・高齢者と若い世代が、お互いに学び合いの気持ちを持つ姿勢をつくっていくことが次の世代を育てていくことにつながる。

#### ■市民意見交換会等での意見

- ・待っていても来ないので、こちらから「手伝ってくれないか」と声かけをすることが大事である。世代ごとにリーダーを作り、それぞれが同世代の人を活動に誘っていくと効果もあるのではない。
- ・若い人は昔とライフスタイルが変わっているので、地域活動を、「面倒くさい」「煩わしい」「義務的なものを感じる」という部分が非常に強くなっているという印象があるが、「子どもたちのために」ということでお願いをすれば、参加してくれることもある。
- ・校区福祉委員会の子育てサロンが接点になり、活動場所を提供することで、若い母親の自主的なサークルが生まれた。
- ・若い人はテーマ型で、広く活動する人が多い。若い活動家がいなくても、地域への入り方が分かりにくいのだと思う。地域の活動に入ってもらうための工夫が必要。
- ・転勤族が多く、若い人たちが地域に根付かない。それでも声かけをしていると、まれに、子どもが小学生になって時間ができたからと、手伝いに来てくれる人もいる。
- ・多くの人に役員を経験してもらうため任期は1年とし、役員経験者が新しい役員を支えるような工夫をしている。
- ・団塊の世代が世に出てから3年経っているので、これらの人を地域活動の担い手に育て上げ、地域とどうマッチングさせていくかということが大事である。
- ・地域活動をボランティアでするには限界がある。有償にしたり、動機付け(楽しそう、何かいいことありそう、得するなど)が必要である。
- ・地域の中核を高齢者が担っているので、若い世代が各活動に入っていくにくい。もっと若い世代が活動に参加しやすい環境になればよい。
- ・地区体育祭などいろんな行事を通じて、また自治会と子ども会が連携するなどして上手に次世代へのバトンタッチを図っている。
- ・地域活動の活性化は、リーダーに頼るところが大きい。リーダーは常に次のリーダーを育てなければいけない。
- ・自治会長・役員はリーダーシップを取ることが大事。積極的に地域の情報を収集する必要がある。
- ・若い人を地域活動の担い手として巻き込むことが大事。PTAが終わったら公民分館活動、それから校区福祉委員会に入ってもらおうというのが、一番理解しやすい動きやすい。

## 2. 団体のつながりづくり

### (1) 団体どうしの交流と連携

#### ■ 検討委員会での意見

- ・地域団体とは行事などで交わることはあるが、その後の交流がなく、普段どんなことをしているかまったく知らない。
- ・頑張っている地域に人財が吸い込まれてしまうという現象がある。地域の格差が広がらないように、うまく進んでいる地域が「まだまだ」という地域を引っ張り上げるような仕組みをつくってあげたい。
- ・地域の団体間の連携、ある団体が考えていることを他の団体にどう伝えるのか、他の団体とどのように協力するのかということが大事である。
- ・他団体と一緒にイベントをしようと思っても、こちらが主導するとこちらの活動になってしまうし、それぞれの団体に任せてしまうと、その団体のイベントになってしまう。気持ちと実態が伴わず、実現に至っていない。
- ・連合自治会の役員が多くは他の団体の幹部を兼任しているので、連合自治会で団体どうしの寄り合いをしてみても、声をかけた。次の代の人が継続できる息の長いシステムができればよい。
- ・高齢者が脱会するのを引きとめようと、会費無料で情報だけは読んでもらうようにしている自治会もある。校区福祉委員会と組んでどうしていくかが、これからの課題である。
- ・高齢化の高い地域と低い地域が連携して活動するなど、お互い刺激を受けながら、いいことはまねをしてやっている。

#### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・自治会と校区福祉委員会、公民分館等とのコミュニケーションのとり方がわからない。
- ・校区単位での活動が多いのに、自治会・公民分館・校区福祉委員会が独立して活動しており、横の交流がうまくいっていない。
- ・各団体の機能は決まっているから、地域で何かするときにはテーマによって主役が決まり、他の団体はサポート役になる。皆で一緒にしないとできない。
- ・いろいろな組織が母体になって、お互いが知り合いになる機会を設け、情報交換ができる「場」があればよい。
- ・新千里東町では広報紙を一つにまとめて発行し、一緒に編集している。団体の連携をうまく進める一つの方策ではないか。
- ・地域全体を盛り上げるなら、既存の団体の連携が不可欠。7つの自治会長が集まる会合に出席して分館活動のPRをしている。
- ・各自治会の自主性を大切に、ベテランの自治会が若い自治会をサポートするようなことができないか。
- ・他の自治会でどのような活動をしているのか参考にして、自分たちの自治会に活かしたり、近隣自治会と連携して活動がしたい。

- ・体育祭や敬老の集いなど大きな行事のときは、各団体が協力し合っている。
- ・公民分館内のサークル、仲間内だけではなく、地域に広げていこうとしている。
- ・NPOと地縁団体はもっと連携できることがたくさんあるように思う。それには課題の共有が必要で、ニーズの掘り起こしや地域課題を皆で出し合うという雰囲気が醸成されていけばいい。
- ・コミュニケーションの場の創造(ラウンドテーブル、ITなど)は地縁型組織よりNPO的組織の方が得意な分野かもしれない。
- ・地震などが起こった時に、豊中の自主防災組織と市内の事業者が連携し活動できるような仕組みができればいいと思う。
- ・自治会活動は公的な援助もなく、何かやろうとすると、公民分館と同時期に同じような活動をする。
- ・自治会は各種地域団体に人手と資金を提供するだけで独自の活動ができず、形骸化しているのではないか。
- ・地域活動における横のつながりは薄く、各団体それぞれで住み分けをし、役割を担っている。

## (2) 地域課題の共有と解決に向けた取組み

### ■ 検討委員会での意見

- ・地域がどういう状況になっていくのか、まず共通の目標を持つことが各団体にとって大切なこと。
- ・どうすれば地域が活性化するか、校区で各団体が集まって話し合いをしようと声をかけている。
- ・私の地域では、団体が「自分の組織だけよければよい」ではなく、一緒に課題共有・協働しようという気持ちでいる。日頃から情報を交換し、子どもの安全・安心などの地域課題にも一緒に取り組んでいる。
- ・単位自治会と違って連合自治会であればかなりの人が集まるので、地域課題に対して効果的に取り組める。
- ・私の地域は、自治会の役員が防犯協議会、校区福祉委員会、自主防災会などいろいろな団体に加わり、横の連絡をうまくやっている。
- ・自分を活かせる場が用意されるためには、それなりの規模が必要であり、そのためには、校区単位の仕組みや組織も必要ではないか。
- ・公民分館・自治会・校区福祉委員会が手を組めば地域で大体のことはできる。
- ・「地域は生もの」ということを感じる。出てきた課題やニーズをすぐにフィードバックしていけるような仕組みと環境づくりが大切である。
- ・不満が言える場とそのための対話力が必要。

- ・地域の課題を把握するための客観的なデータを共有する仕組みを開発し、小学校区単位でまちのカルテづくりが必要。その上で、当面の目標を「地域の総合的なまちづくり計画」づくりにおくべきではないか。
- ・個人のための情報だけでなく、地域のための情報として、地域カルテ(例えば、遊び場、危険箇所などの地域情報をまとめたもの)の整備も大事。地域の課題を発見、共有することで取り組みにつながる。地域自治組織の一つのきっかけになるかもしれない。
- ・早期に見守りマップや名簿を作っておかなければ、災害時に間に合わない。地域共同社会における最も重要な課題は安心と安全だ。
- ・民生・児童委員が個人情報を一人で引き受けるには、負担が重すぎる。例えば、地域自治組織を作って名簿管理をゆだねるなど、地域で個人情報を共有できる仕組みができないか。
- ・どの段階で自治会長が要援護者の情報を把握し、班長に流すかを、民生・児童委員と共に検討している。
- ・小学校区単位で犯罪や交通事故の件数を把握できる仕組みがあれば、地域の間関係の特性と、犯罪の発生件数の相関関係が見えるかもしれない。

#### ■市民意見交換会等での意見

- ・他団体との会合で得た情報を自治会に持ち帰って、役員会で情報や課題を共有し、できることから始めている。
- ・交番とも日頃からコミュニケーションをとっておくと何かあったとき協力してくれる。
- ・かつて子ども会や婦人会、公民分館などがバラバラに行事をしてきたが、課題を解決するためには小学校や他団体との連携が必要であるという考えに行き着いた。
- ・住んでいる地域の自主防災会は社会福祉協議会とマッチングして組織づくりをしたので、独居老人も組織内で全部把握している。
- ・PTAや婦人会をはじめ、コミュニティは部分的・専門的に分けられ縦割りで地域づくりになってしまったが、地域の総合的な自治能力を高めていくために、もう一度、一堂が会するプラットフォーム型の会合や組織ができればいいと思う。
- ・団体と団体とのつながり、その地域の課題を出し合う場、コミュニティのつながりを広めるための仕組みが必要である。
- ・地域がラウンドテーブルを求めなければ、行政が用意しても発展しない。
- ・いろいろな組織が母体になって、お互いが知り合いになる機会を設け、情報交換ができればよい。
- ・地域における意思決定システムが無い。地域のまとめ役(仕組み・人財)が必要である。
- ・いろいろな人が集まれば集まるほどいろいろな考え方があり、まとめていくのが難しい。よいリーダーがいる地域はうまくまとめているので、そのいい事例に学んでいかなければならない。

- ・孤独死が多いので、自治会で独居者のリストを作っている。校区福祉委員会でも独居高齢者を把握しているが、連携が一切ない。若い独居者が亡くなる場合もあるので、自治会にも情報が必要である。
- ・いろいろな地域団体はチラシの回覧など、自治会を頼りにしている。どんなに地域に団体ができて、地域の基盤は自治会だ。
- ・市民が行政に対して何ができるかを提案するようなコミュニティの組織ができれば素晴らしいと思う。
- ・男性ボランティアが防犯パトロールを立ち上げ、PTAや防犯支部とともに月に2回夜警を実施している。自治会長や役員が個人で取り組んでも、1年で任期が終わることもあり継続が難しい。やはり地域全体として防犯の組織をつくって活動することが必要ではないか。

### 3. 地域活動のための環境づくり

#### (1) 情報の共有と流通

##### ■検討委員会での意見

- ・いろいろな団体や組織がどんなことをしているかはまったく知らない。
- ・公民分館の育成グループの一つが、震災時に、被害を受けた地域に出向いて炊き出しや差し入れをした。このように、常にアンテナを張って、情報が入ってきたらすぐに動けるような活動をしているグループもある。
- ・公民分館のホームページやチラシ、新聞、回覧板で行事のPRをしている。各自治会の会報にも公民分館の行事を載せてくれているし、校区福祉委員会とも連絡を取り合って情報を流している。
- ・地域の新聞を出せない団体や、年1回だけの団体もあるので、一つの団体の出す新聞に、他の団体の情報も載せるという工夫をしている。
- ・情報提供が、地域活動に入る第一歩だと思う。ライフスタイルによってほしい情報が違うし、こちらから提供したい情報も違う。口コミは情報共有の一番大事な手段である。
- ・若い世代はメールと携帯電話、年配の世代は紙媒体など、情報の受け方が二極化していることにどのように対応していくか。
- ・120軒という小さなエリアの自治会なので、役員の連絡網を使い電話で情報を流している。
- ・人を集めるには、「参加しませんか」と誘いをかける口コミが一番である。
- ・地域の掲示板はポストに入れられるものより安心できると言われるので、よく利用している。
- ・連合自治会や単位自治会などの会合の議事録を班長を介して回覧するなど、回覧板を活用している。
- ・情報の交流・共有がコミュニティの形成には重要な要素である。
- ・内部向きの情報発信については、ITを使えば有効で、携帯を使えば安く済む。外部向きの情報は、自分がほしい情報が、ほしいときに見つかることが必要。情報の探し方を学ぶ研修も必要だろう。

- ・ラウンドテーブルは、信頼性のある顔の見える情報が手に入るという意味でも大事だと思う。情報には、口コミのように人にのって来るものと、新聞など物にのって来るものがあり、それを使い分けることが大事。

#### ■市民意見交換会等での意見

- ・住んでいる地域に自治会が結成されていない場合、地域の情報はどのように入手すればよいのか。
- ・子どもがいると、学校やPTAから地域の情報が流れてくるので、まちの動きやつながりが分かってくる。
- ・以前に住んでいた地域では、校区福祉委員会の広報活動が行き渡っており、情報がポストに入っていた。今の地域では何も情報が入らない。
- ・行事の準備をするのは一部の人だけで、最初は自分たちが参加してもよい行事なのか分からなかった。
- ・転入者に、ごみ出しのパンフレットなどと一緒に、まちの紹介や自治会の入り方、連絡先などが分かるパンフレットを渡せば分かりやすい。
- ・各地域での活動のPRやイベントなどの情報提供の場を、市役所に設けてはどうか。
- ・各種団体が地域情報を発信しているが、信頼性が薄くみられる部分もある。市の広報誌に載せてほしい。
- ・回覧板により情報を流通させるという点で自治会は非常に機能しており、NPOなどは自治会に期待している。
- ・活動は各団体の機能別であっても、情報共有は事務局機能がしっかりしている必要がある。どの団体がその機能を発揮するのかを行政がアドバイスすることで、進むのではないか。
- ・一般住民には、団体の区別は分からないので、広報を一体化するのはいいことだと思う。
- ・各種団体の広報の統一は、市がリーダーシップをとって、声をかけて、お金をつければできるだろう。
- ・他の自治会でどのような活動をしているのか参考にして、自分たちの自治会に活用したい。
- ・今、自治会はどのような状態か、「自治会だより」でできるだけ詳しく丁寧な説明を心がけている。情報はコミュニケーションのきっかけとなる。
- ・情報共有の方法として、インターネットを使ったコミュニティづくりをしている。
- ・自治会活動の内容を掲示板に貼っている。活動に目を向けてもらうには、目に見える活動が必要である。
- ・ただ情報交換をするだけでは状況は変わらない。何を目的とするか、どのようなまちづくりをするのかをはっきりさせる必要がある。

## (2) 活動・交流する場の創出

### ■ 検討委員会での意見

- ・私の自治会は活発な活動をしているが、エリア内に集会施設がない。少し離れた所にある集会場は、昼間はほとんど空いておらず、やむなく自宅を開放しているが、そうすると次の会長のなり手がなくなる。
- ・私の連合自治会ではマンションの規約を改正して集会室を地域に開放することになった。
- ・地域の集会施設の管理者と交流するなかで、他の施設の状況を知った。共同で施設情報を提供することにより、当自治会館は利用件数が増え、収入も上がるという効果が出ている。
- ・古紙回収やバザーなどで集会施設の建設資金づくりに励んでいる。みんなで集会施設をつくれば愛着が出て、よく使われるようになるのではと思っている。
- ・見知らぬ人が学校に出入りするのは安全・安心の面で問題があるので、一般に開放されるのは運動場と体育館だけである。公民分館室を使えるのは、校区の団体と決められ使いづらい。
- ・地域の人が学校に出入りすることで、学校のことを知り、子どもたちの見守りができるという声もある。学校と地域との関係の強化がいわれているので、うまく両者が歩み寄れば良い。
- ・共同利用施設は、「地域住民の割合が何割以上」など利用の制約が多い。コミュニティールームは、鍵を持つ人がいる時間でないと借りられない。空いているのに使えないのはもったいない。
- ・用事がなくても、ふらっと寄って時間をすごせる自由空間も大事。阪急神崎川駅前の商店街には、空き店舗を再生したサロン空間がある。喫茶店やレストランなど民間の施設をもっと巻き込む必要がある。
- ・団地の建替えや民間マンションの建設によって生まれる集会スペースも、住民以外でも利用できるようなれば良い。
- ・活動団体は活動場所がなくて苦勞し、テーマ型の団体は、地域に入りたくても入れないという状況。
- ・福祉関連施設の空いている部屋を開放することで、施設のことを知ってもらい、施設利用者との関わりをつくることもできる。

### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・集会所を活用することで、手芸やギター演奏、囲碁などの活動が活性化しつつある。
- ・コミュニティ活動を進めるための場がない。場所があればもっと活動しやすくなるし、活動も広がる。各校区ごとにそういう場所が絶対必要である。
- ・団体ごとに拠点的な場所があればよい。学校の余裕教室もあるが、使える時間帯が限られているし、今日申し込んですぐに使うというのはなかなか難しい。
- ・市は信用力もあるので、場の提供などをやってほしい。
- ・活動の場の運営は、校区福祉委員会を主体にして、各種団体の当番制という形をとりたい。できれば行政からも人を支援してほしい。



- ・学童保育が終わった後の子どもの居場所がない。できれば働く母親のために児童館のような場所がほしい。
- ・子どもが集まって自習するところがない。ファーストフード店などでジュース1杯頼んで勉強している状況である。
- ・地域の会館の3階部分に市の施設(老人憩の家)がある。ここは無料であるため、皆が3階を使い、会館の運営は赤字が続いている。行政の方でまとめてもらわなければ、地域では解決できない。

### (3) 組織力・事業力・資金力の向上

#### ■ 検討委員会での意見

- ・私の地域の自治会館は、自分たちで収入を得て運営しており、行政からは補助金をもらっていない。単位自治会も会費で運営しており、それぞれで積立金もある。
- ・体育祭など大きなイベントをするときには、実行委員会形式にして、各種団体から協賛金を集めている。全部地域に還元しているので、皆さんに喜んでもらっている。
- ・マンションの各棟に自動販売機を置き、売上の2割を各自治会の収入としている。これで年間の事業費のほとんどをまかなっている。
- ・西宮市では保育所を運営している自治会があるし、神戸市では商品のテストマーケティングを請け負っている自治会もある。自治会がもっとビジネスにふみ出し、行政だけでなく、民間からも稼ぐ方法を考えてもよい。
- ・魅力的な事業なら、入場料を払ってでも参加する。組織の存続のことを考えても、マネジメントはとても大事だと思う。組織を維持していくためには、それくらいの危機感を持ってよいと思う。
- ・行政には、直営で実施している事務事業のうち、外部化できるもののメニューを提示してほしい。そのメニューのうち、地域が担えるものは、コミュニティビジネスとして、採算を考えながら、積極的に地域で担っていくことを考えていく方がよい。
- ・自治会館の運営を担う有限会社を立ち上げ、ビジネスに乗り出していこうと考えたとき、市はどのような支援ができるのか。
- ・事業計画を立てることで明確な予算ができる。そういった、行事をこなせる力、企画できる力、実行できる力を養成する教室や研修なども必要になってくる。

#### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・自治会の加入世帯が減少し、会費での運営が厳しくなっているおり、資金不足でできることが限られてくる。
- ・自主防災会に市から予算は出ない。世帯ごとに会費を集め、企業に資金を提供してもらって運営している。
- ・連合自治会が地区の会館を運営している。使用料の収入とこれまでの積立金、市からの若干の負担金で修繕費用をまかなっている。

- ・地元の動物病院や商店に寄付をもらったり、古紙回収で得た資金を活用している。
- ・祭りの運営資金を稼ぐためにバザーを行い、地域団体に協力してもらっている。
- ・活動をするには物品の購入、参加者へのお礼、広報費など何かと資金が必要。
- ・自治会も予算組みをしっかりとしたほうがよい。
- ・イベントはいかに集まってもらえるかだ。ギブアンドテイクの場でないといけない。
- ・取組みを新しく始めようとするときは、2年後3年後に役員が変わっても継続して取り組めるように考えないといけない。
- ・縦割りになっている地域への助成金を一本化することで、地域で有効に使うことができる。使い道を地域で決めるために、地域で寄り合い、議決できる場が必要だ。
- ・地域の役員に居座り続ける人もいる。開かれた場で役員の選出が行われるよう、行政がリーダーシップを発揮して、選出規則を明文化する必要がある。再任を妨げないとしても、ゼロベースで選出していくべきだ。
- ・各地域団体には、それぞれ地域活動を担う機能がある。その機能が発揮できるかどうかは運営の問題だ。
- ・防災倉庫は行政が作ってくれるが、防災道具は自分たちで買わないといけない。電動のこぎりやハンマーなどを購入し、各自治会長が共通の鍵を持っている。

## 第4章 地域コミュニティの活性化に向けた行政の取り組み

### 1. 相互理解に向けた取り組みと行政の変革

#### (1) 地域コミュニティと行政の相互理解の推進

##### ■検討委員会での意見

- ・「地域カルテ」については、行政の縦割りをこえた連携があつてカルテを作っていくというプロセスに重きをおいてほしい。また、作って終わりではなく、カルテを見直していくことも必要。

#### (2) 行政組織・体制の充実・整備

##### ■検討委員会での意見

- ・行政の縦割りというものを非常に感じる。地域の課題について、まず誰に相談したらいいかということになった場合、行った先でたらい回しにされるという状況が非常に多く、何とかそういうことが解決できないかと非常に感じている。
- ・地域の多様性に対応した支援をするためにも地域担当制が必要。行政職員も地域への参画と協働が必要で、地域と付き合い続ける文化が必要。
- ・市役所の中に地域担当窓口があるというのではなく、協働を進めていくのであれば市内の出張所や施設などに地域担当の職員がいるのはもちろん、地域活動などの相談を受ける市民がそこに常駐することも大事だと思う。そのために職員の意識改革と事業の棚卸しをしていかなければならない。

- ・地域担当制の導入にあたっては、すべて行政が抱え込むのではなく、住民と役割分担することが大切。これを、「市場化テスト」と言ってしまうとそれまでだが、むしろ、行政のほうから事業を提案し、役割分担のもとで事業を行う「協働化テスト」として積極的に位置づけて考えてはどうか。
- ・専門的なアドバイザーや地域活動経験のある市民などを、行政負担で地域に派遣するというものを、方針に入れられないだろうか。ただし、これに関しては、まちづくり条例との制度的、政策的な整合性を考えなければならない。

#### ■市民意見交換会等での意見

- ・行政からはどんどん仕事の下りてくるので、特定の人への負担が増えている。
- ・地域に専属的な担当者を2人(ベテランと若手)配してほしい。
- ・地域と市役所のネットワークをきちんと構築しなければ、施策実施に至るまでの途中経過が分からない。いろんな課でやっている内容が違うと思うが、どこかが窓口になってきちんと地域に内容を伝えるような連絡体制、ネットワークをつくれれば、市民はそんなに不安に思わない。
- ・連合自治会に助成金を出して接点を持っている市があるが、豊中市は助成金を出していない代わりに接点もない。他市のように取り組んでいくなどして、地域力を育てることが行政として一番大切なことではないか。
- ・機構改革の中で、複数部署が別々の動きをしていくことは避けてほしい。行政の機構が変わるとしても、担当窓口を決め、責任の所在をはっきりさせるべきである。
- ・市民団体も垣根を越える必要があるが、行政も横のつながりを持って、「オール豊中」で地域にかかわってほしい。
- ・課題に応じて、まちづくり支援課で持っている支援チームが個別に対応できるような体制ができるといい。

### (3) 行政施策・事業の棚卸し

#### ■検討委員会での意見

- ・補助金を統合することで浮いたお金を行政内部で使ってしまうよりも、地域へ任せて有効に活用していくなど、広い意味での地域の自己決定ということに視点を置くべきである。
- ・地域で自治を進めていこうとするとお金も必要なので、行政の仕事をスリム化して余った原資を地域に移行するという仕組みを、目に見える形で設定してもらえれば市民も元気が出る。また、そういうお金の流れをバランスシートのような形で毎年公表していくという仕組みがあってもよい。
- ・包括補助金の導入の検討については、中学校区単位で支出されている補助金を小学校区単位でどう割り振るかなど、不満の出ないルールの整備が必要である。
- ・補助金の使い方を誰がチェックしているのか。「行政は補助金を出したから、後はあなた方でやってください」というように感じる。

- ・活動を頑張れば頑張るほど、汗をかけばかくほどたくさんお金も回ってくる、行政の支援も強くなっていくという、段階的な支援と地域の成熟度を表すものをつくってほしい。
- ・すべての地域に一斉に何らかの支援をスタートするのは無理である。地域の自治形成に「種まき期」「初動期」「成長期」「自立期」の4段階があるとすれば、種まき期や初動期の地域や、困っている地域には、重点的に支援する必要がある。ただし、地域自治の最終目標は「自立」だ。
- ・豊中市では、名張市や伊賀市のような、かっちりとした組織による地域自治システムをつくらうとしているのではなく、段階に応じた支援をしていくことが大切。
- ・豊中市は地域の人財に恵まれてきた。そのため行政は地域組織を乱立させてきたが、もう組織・人財の無駄遣いはやめるべきである。
- ・子どもの見守りなどの全市的な課題については、力のない地域に対してNPOなどの力も借りながらサポートがいるだろう。
- ・まちづくり条例の制度は、リーディング・プロジェクトとしては有効だが、現在では一定の役割を終えモデルチェンジの時期に来ている。このままでは、たとえば全小学校区でまちづくり協議会が立ち上がった場合、制度で保証している人的、資金的支援をしていくことは不可能である。条例の改廃がこの方針のなかでの課題の一つとなるのではないか。
- ・「コミュニティ支援」というのは、すべての住民が対象であり、まちづくり条例とは違う視点であることが分かるようにしてもらいたい。

#### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・行政からの補助金については、項目が定められていて流用できず、年度内に活動費を使い切らなければならないので、大変使いにくい。もう少し大づかみで地域が使える「地域交付金制度」のようなものを創設してほしい。
- ・活動費を一つにまとめて地域で分配することになったら、けんかの種になる。行政に分配してもらって、「行政が決めたから」ということで、行政には悪者になってもらおうという意見がある。
- ・いろいろな部署で個別に実施されている行政サービスを、地域のサービスの受け手にあわせてものに再編成していくための、振り返りをする機会を設けていく必要があるのではないか。
- ・各組織のあり方や必要性などが不明瞭なまま、行き当たりばったりでいろいろな組織ができ、蓋を開ければ皆一緒ということになっている。われわれはそれに振り回される。青少年指導ルーム指導員会ができたが、内容は青少年健全育成会とほぼ一緒。全部統合したらどうかと思う。
- ・今地域にある組織はややこしすぎるので、地域に協力を依頼する事務事業について、本当に必要性があるのか、小学校区単位で取り組むべきことなのかどうかを横断的に話し合っほしい。地域に負担のかからないやり方があるはずである。ぜひ整理してほしい。
- ・地域ごとの地域団体の現状(利用者、受益者、効果など)を調べられたら、そのサービスの必要性やあり方について見直す材料になるのではないか。
- ・PTAはPTA+A(エリア)であるべき。就学中の子どもがいない人なら、客観的に公平な立場で意見が言えるのではないか。

- ・市には、「自治会は必要」というPRや、転入者に対してパンフレットを渡すなど、加入勧奨をもっとしてほしい。また、地域内の連携方法についても教えてほしい。
- ・独立独歩で地域コミュニティをきちんとしていけと言われても無理である。市も一緒にやっっていくというスタイルで、動き出すまでのアシストをお願いしたい。やはり人・物・金がいるので、できることはやってもらいたい。
- ・市からは住民一人ひとりが地域を「自分のまち」として思い、当事者意識を持てるように方向づける支援をしてほしい。

#### (4) 職員の意識改革に向けた取組み

##### ■ 検討委員会での意見

- ・基本方針は「広報誌に載せています」「市役所に置いています」だけでは、みんなに読まれない。読んでもらうためには行政が積極的に動かないといけない。
- ・基本方針が市民にどう伝わり、実を結んでいくのか、活用のされ方が気になる。情報を一部の人だけが知っているということにならないようにしてほしい。
- ・すべての人に書面で分かってもらうのは無理だ。どこか活発な地域で、例えばプラットホームなどを実践してもらい、見てもらうような場面をつくるのが大事。見れば理屈なしに分かる。
- ・基本方針を一番読むべきなのは職員である。職員の意識啓発のためには、職員が地域へ出てきて現場を見て勉強してほしい。
- ・皆がコミュニティの一員だという認識を持ってもらえるような行動を、私たちもするが、行政も先頭を切って進めてほしい。職員がまず意識を持ってから、地域へと入っていってほしい。
- ・職員が地域に入るときには、行政の役割としてこういうことがあるから地域に入る、というスタンスで入るべきだ。昔のように何でも引き受けてくるということではなく、市の代表者として職員が動けるような基本方針にしなければいけない。
- ・地域に市の職員が数人いるが、地域活動に誘っても「退職してから」と言われる。基本方針ができるかそういう意識も変わるかもしれないと期待している。
- ・市の職員も、職員として地域活動に参加するとなると「24時間公務員」になってしまい気の毒なところもある。地域住民の一人として参加できるような地域の受け入れ態勢も大事だと思う。
- ・小学校の校長は地域のすべての行事に関わり、縁の下の力持ち的なことをしている。他の先生の姿は見えないが、校長だけが地域に関わればよいのか、考えていけないと思う。

##### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・警察官や学校教員、市職員を勧誘しても地域活動に入ってくれない。できる範囲で、市職員としての立場を離れて地域に関わってほしい。
- ・市は「参画」や「協働」という言葉は振りかざすが、理解していない職員もいる。以前そのような職員がいたために、活動が停滞してしまったことがある。そういうことがあると、やる気がなくなってしまう。

- ・市と共に公園の整備を進めているが、地域の総意として申入れしたにもかかわらず、一人からクレームがあっただけで、止まってしまう。市もクレームに強くないといけない。

## 2. リーディング・プログラムの設定

### ■ 検討委員会での意見

- ・自治基本条例第 12 条の地域自治組織のイメージは、地域の分野別、世代別、職域別の代表性が担保され、既存の地域団体以外に NPO や企業なども入った組織。どうやって作るのか、どんなイメージがあるのか、どんな権限を持つのかなどの中身の議論について方針で明らかにする必要がある。
- ・地域自治組織に与える権限について、市の総合計画の後期基本計画に地域自治組織による地区ごとの計画を反映させ担保すべきではないか。そうすると、インセンティブができてがんばれるし、イメージしながら議論ができると思う。
- ・最終的には、地域自治組織になるかもしれないが、組織をつくることを主眼とするのではなく、地域でおこっている問題や課題を出し合いながら、結果的に必要であれば、地域自治組織を立ち上げていくなど、段階的に考えてはどうか。
- ・豊中の事情を考えると、地方自治法上の地域自治区のような仕組みをめざすのではないだろう。その前段階をめざすとしても、一気に、一律に進めていくものではない。
- ・地域自治組織について、独自の「豊中スタイル」をどうつくれるかが大事である。防災を中心にした組織ができあがっている地域もあり、そういう地域もモデルとなりうるのではないか。
- ・地域自治システムの仕組みをオーソライズ(公認)するためには条例化が必要ではないか。市長や議会の会派構成が変わることで、扱いが変わらないか心配だ。
- ・地域自治システムの仕組みを条例でどこまで規定するのは難しい。細かく規定すると、「地域の特性に応じて」に反することになり、規定がなければ市長等が変わったときに問題となる。
- ・新たな自治の仕組みを考えていくなかで、自治会・町内会の代表性だけでなく、若い世代の代表性や世代別・分野別代表性を担保するような総合型組織を作る必要がある。
- ・方針が策定された後、私たちがどういう動きをしていくのか、他のメンバーも含めて次のステップをつくる必要があると思う。

### ■ 市民意見交換会等での意見

- ・地域コミュニティが活性化したからといって、地域自治が実現するわけではない。検討委員会の活動は1年だけでは足りない。
- ・豊中市にはいろんな地域があるので、一律に組織をつくるのはどうかと思う。

豊中市コミュニティ基本方針

平成21年（2009年）3月

豊中市 政策企画部 コミュニティ政策室

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話 06-6858-2727 FAX 06-6858-2667

メール [community@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:community@city.toyonaka.osaka.jp)

ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/npo/index.html>